

平成28年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成28年3月24日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第 3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定について
- 第 5 議案号 4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定について
- 第 6 議案第 5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について
- 第 7 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 17 議案第 16 号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 18 議案第 17 号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 19 議案第 18 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議案第 19 号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議案第 20 号 国民健康保険南丹病院規約の一部変更について
- 第 22 議案第 21 号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散について
- 第 23 議案第 22 号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第 24 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 24 号 町道の路線認定について
- 第 26 議案第 25 号 町営土地改良事業の施行について
- 第 27 議案第 26 号 平成 28 年度京丹波町一般会計予算
- 第 28 議案第 27 号 平成 28 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 29 議案第 28 号 平成 28 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 30 議案第 29 号 平成 28 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 31 議案第 30 号 平成 28 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 32 議案第 31 号 平成 28 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 33 議案第 32 号 平成 28 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 34 議案第 33 号 平成 28 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 35 議案第 34 号 平成 28 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 36 議案第 35 号 平成 28 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 37 議案第 36 号 平成 28 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 38 議案第 37 号 平成 28 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 39 議案第 38 号 平成 28 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 40 議案第 39 号 平成 28 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 41 議案第 40 号 平成 28 年度京丹波町質美財産区特別会計予算

- 第 4 2 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 4 3 議案第 4 2 号 平成 2 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 4 4 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 5 議案第 4 4 号 平成 2 7 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 6 議案第 4 5 号 平成 2 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 7 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 8 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 9 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 0 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 1 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 2 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 3 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 4 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 5 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 6 発委第 1 号 子ども医療費助成への「ペナルティ」を廃止し、国の制度化を求める意見書
- 第 5 7 陳情第 1 号 京都縦貫道路の騒音対策及び防音壁設置に関する陳情書
- 第 5 8 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件へ

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

- 1 番 坂 本 美智代 君
- 2 番 東 まさ子 君
- 3 番 森 田 幸 子 君
- 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 5 番 山 田 均 君
- 6 番 山 内 武 夫 君

- 7 番 山 下 靖 夫 君
- 8 番 原 田 寿 賀 美 君
- 9 番 山 崎 裕 二 君
- 1 0 番 村 山 良 夫 君
- 1 1 番 岩 田 恵 一 君
- 1 2 番 北 尾 潤 君
- 1 3 番 梅 原 好 範 君
- 1 4 番 鈴 木 利 明 君
- 1 5 番 松 村 篤 郎 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 山 田 洋 之 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 か お り 君
- 子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
- 医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
- 農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
- 商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
- 土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君
- 水 道 課 長 山 内 和 浩 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君

瑞穂支所長	川  篤  勇  人  君
和知支所長	榎  川  諭  君
教  育  長	松  本  和  久  君
教  育  次  長	中  尾  裕  之  君

6 欠席執行部（1名）

代表監査委員	小  畑  圭  一  君
--------	---------------

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂  本  光  浩
書  記	山  口  知  哉

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番議員・山田 均君、6番議員・山内武夫君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査が行われました。

小畑代表監査委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について原案の推薦者を適任として、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第4、議案第3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回、行政不服審査会設置ということですが、今までに行政不服審査法及びその他の法律に基づくような形での不服申し立てが京丹波町であったどうか、まずお答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 情報公開なり個人情報保護等の関係が対象となっておりますけども、これまでに申し立て等は出てきておりません。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） この審査会に関しては、複数自治体での共同設置も可能というふうになっておりますが、こういうことも条例で定めることができるというふうになってはいますが、その点の検討はあったかどうか答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 共同設置という部分につきましては、京都府さんにおきまして、そういうような方向での設置という部分も、こちらのほうからもお伺いをしたことがあるんですけども、府としましても、そういった形での設置は考えていないというようなことで、これまでに具体的なことにつきましては検討をしていない状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 総務常任委員会でもお聞きしていたわけでありましたが、この条例ですが、いろいろと趣旨とか、名称とか、組織、委員、会長、庶務とか、いろいろ書いてあるわけでありましたが、一つは、会議の規定を設けておくべきではないかというふうにお聞きをしておりました。

それと、議決、採決の条件とか、要件とか、そういうものはどうかというふうにお聞きしておりました。というのも、この審査委員会と審理員というのは、大変いろいろ複雑であるし、専門分野も幅広いということもあって、そういう点でどうですかということでお聞きしていたわけでありましたが、もう一度そういう必要はないのかどうか、お聞きをしておきたいと思っております。

あと、この審査請求ができる期間が60日から3カ月に延長されたということは、申立人

のほうに改善されているという点もありますが、以上の点について、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 会議の具体的な内容等につきましては、第9条の委任というところで、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるというふうに書かせていただいておりますので、この条例に基づきまして、必要なものにつきましては、審査会におきまして具体的に協議をいただき、お決めにいただくこととしております。

また、もう一つの期間が60日から90日に延びるという部分につきましては、申請者の方の側に立った延長というふうにとらえられております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと1点私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回、改正の2、3点等もいろんな充実、拡大されたということになっておるんですけども、特にその中で、不服申し立ての関係で、いわゆる異議申し立ての手続きというのは廃止ということに今回なるんですけども、第三者機関等が諮問・答申したものに基いて申し立てをした方が異議があるという場合には、そういうことは結局もうできないと。第三者機関が諮問・答申したことが最終的に決定されるということになるかと思うんですけども、そういう異議申し立てがあった場合、どういう形で申立人としての異議というのは対応されるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 行政側からの処分行為に対して、不服なり異議があるという場合につきましては、審査請求をするという形になっております。今回の法の改正等によりまして、これまで直接町に対して審査請求が行われて、町内部で最終的に判断をして、裁定を下していたという部分が、今回、審理員ということで双方の意見を聞いて、また資料を徴した上で判断をし、その案を第三者機関で審議をいただくという流れとなつてまして、第三者機関からの答申を受けて、請求人の方に最終の決定を通知をさせていただくという流れとなっております。

また、この決定に対しまして、不服等があった場合につきましては、訴訟等の次の段階に入るものと理解をしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 京丹波町行政不服審査会条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第5、議案第4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○4番(篠塚信太郎君) 本条例の制定につきまして何点かお聞きをいたします。

まず、1点目は、本条例を設置する根拠法令であります、地方自治法第202条の3でよいのか、何であるのかということと。

それから、審議会のどのような事項を諮問をする予定をされているのか。

第3点目は、第3条第1項中、町長が委嘱する委員と任命する委員があるわけですが、今までの条例とかを見てもみますと、どちらでも間違いはないと思うんですが、なぜ分けて任命をする必要があるのかということなんです。

それと、4点目は、委員は15名以内と定められておりますが、各号の委員数であります、5号までありますから、各3名ずつが適当かと思われませんが、どのような各号の委員数になるのかということ。

それから、5点目であります、第3条第1項第3号の学識経験を有する者、及び第5号の町長が適当と認める者はどのような方を、委嘱を、また任命しようとしているのか、お聞きをいたします。

○議長(野口久之君) 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君）　まず、設置の根拠法令でございますけれども、これにつきましては、地方自治法の第202条の3の規定に基づく執行機関の附属機関ということで設置を予定しております。

それから、この審議会に諮問をさせていただく内容でございますけれども、これにつきましては、新庁舎の建設の計画が主なものとなってまいりますけれども、基本計画というものをまず策定をし、進めていく必要がございますので、その基本計画の策定の内容につきまして、審議をいただくことといたしております。

それから、第3条の組織のところ、委嘱と任命という形で書かせていただいておりますのは、一般的に委員という形でお世話になる場合、委嘱という形をさせてもらっております。特にこれ以外に、例えば、町職員とかもこの組織に入れる必要があるかどうかという部分も想定をしまして、任命という文言を加えているところでございます。

それから、同じく3条の15人以内の委員で組織をすることとしておりまして、1号から5号まででございます。今のところ具体的に何人という明示はしておりませんが、考えておりますのは、町議会が推薦する議員ということで2名程度を思っております。

また、公共的団体等が推薦する者ということで、町内各種団体とかを想定をしております。7人から8人程度ということでございます。

それから、学識経験を有する者ということで2名程度、また、公募による者として2名程度と。あと、町長が適当と認める者、若干名ということで想定をしております。

それから、学識経験を有する者並びに町長が適当と認める者の具体的な方につきましては、まだ現在のところ特定した職種等につきましても考えていないところでございます。

○議長（野口久之君）　篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君）　基本計画の審議とか策定につきましては、過去にもいろいろ設置されておまして、ほとんど条例は制定されていないんですね。審議とか調査を行う場合は、この地方自治法第202条の3の条項からいくと、今まで設置が必要ではなかったのではないかと。今後どうされるのかということが第1点です。

それと、諮問する内容であります。基本計画の策定というざっくりした話なので、どこまでなのかなということがちょっと私も先ほどの答弁ではわからないんですが、庁舎の位置について諮問をされる考えはあるのかということですね。

それから、委嘱する委員と任命する委員の関係ですが、町職員も委員として任命する必要があるから、任命という言葉を使ったということはあるんですが、町職の場合は、なぜ委嘱ではなくて任命するという使い分けをされる必要があるのかということですね。

それと、学識経験及び町長が適当と認める者というところについて、まだ今のところは考えはないということなのですが、できれば学識経験を有する者及び第5号の町長が適当と認める者のうち1人は、市町村、自治体の庁舎とか公共施設建築の専門家、例えば大学の教授、准教授など、そういう方に委嘱すべきではないかということ。その4点よろしく願います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例での制定ということで、審議会の制定を行うものでございますけども、特に重要な事項でもございますので、諮問機関ということでの制定を考えておりまして、条例によるものとしたところでございます。今後におきましても、条例、あるいは規定とか、規則とか、そういった形での使い分けにつきましても、そこら辺の重要度的なものとか内容により使い分けをしていきたいと考えております。

それから、庁舎の計画の審議の内容の中に、庁舎の位置という部分につきましても、当然含まれるものでございまして、まずそこから順次入っていくものというふうに考えております。

それから、委嘱と任命の使い分けでございますけども、今回につきましても、職員が加わるという可能性もあるということで、職員の場合につきましても、命令、命ずることという形で任命という手続きをとるものでございます。

それから、学識経験を有する者、あるいは町長が適当と認める者につきましても、当然、専門的な知識を有される方ということになりますので、町内外問わず専門的な知識を有される方の参画を検討したいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 任命する委員は町職員等ということですが、そうすると、他の委嘱する委員と町職員で任命する委員の辞令は異なるということで理解してよろしいですか。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 内容は同一の部分ではございますけども、手法が異なるということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 1点だけ確認をしておきたいんですけども、総務文教常任委員会でお聞きをしましたときに、この審議会の審議する範囲ということでお聞きしたんですけども、その中には、新庁舎の必要性、有無も含めて検討、審議の対象にするということだったんで

すけれども、そういうことでいいのかどうかということを確認しておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の新庁舎の建設につきましては、既存の施設の活用という部分も含めての検討となりますので、議員がおっしゃられましたような部分も含まれるものがございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回の答弁でゼロベースから積み上げていくんだということがわかったわけですが、期間の問題ですが、今回、測量設計監理業務等委託料の計上もあったわけなんですけど、平成28年度の当初予算であったわけなんですけど、審議会での調査や審議、基本計画策定、そして答申までに、どれぐらいの期間を想定しているのかといったところをお答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 本年度の基本計画に係ります大まかなスケジュールでございますけれども、まずは具体的な基本計画の素案的な部分といいますか、そういったものも整理をした上で、審議会を開催をさせていただきたいというふうにも思っております。審議会につきましては、7月から大体8月ぐらいの開催を目途として、それまでに準備のほうを進めたいというふうに考えております。

また、審議会につきましては、おおむね4カ月から5カ月ぐらいをかけまして協議をいただくこととしておまして、その進捗状況によりまして、平成28年度に予算化をしております調査なり測量関係の部分とか、そういったものも順次進めるべく計画としております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 平成28年度の流れがわかったわけですが、改めて平成29年度以降のことについて確認をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 平成29年度以降ですけれども、具体的に新庁舎の建設ということで、基本計画等の策定が終了しまして測量等を始めますと、平成29年度に具体的に開発協議でありますとか、基本設計とか、実施設計とか、そういうものを平成29年度に計画をするところでございます。

それと、設置の場所によりまして、用地取得、あるいは補償でありますとか、そういったものも発生するということを仮定しますと、それも平成29年度から平成30年度にかけて実施をしたいという計画となっております。

また、平成30年度におきましては、ただいまの用地取得なり、物件の補償、あるいは建築確認といった手続きを踏みまして、平成31年度から平成32年度にかけて、新たなところでの建設等となりますと、造成工事とか、建築工事とか、具体的な工事の部分が平成31年度、平成32年度、スムーズに運びますと平成30年度の後半ぐらいから建設の部分も入ってくるということで、最終、平成32年度末には完了を目標としております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、大まかなところを聞かせていただいた上でですが、地方自治法の244条の2で、庁舎移転等は特別議決議案に該当するかと思うんですが、庁舎移転を伴う場合は、町役場位置条例を16人中3分の2を、11人以上の賛成をもって成立させるために、議案としてかけていただかないといけないわけですが、その時期はいつぐらいが、建設に向けた流れが、建設に入っていきますとありましたけど、いつぐらいに庁舎移転の町役場位置条例を変更するために議案として出てくるのが想定されているのか、お答えください。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 実際に議決を必要とするという重要な案件にもなっておりますので、まずはその庁舎の位置が確定をした段階で、条例等の手続きを踏んでいきたいというふうに考えております。そういうことで、基本計画が認められたという部分の直近で、条例等を提案をさせていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、今もありましたように、庁舎問題ですので、最重要事項ということで、こういうように条例も設置するということがございました。そういう点から言いますと、位置の問題とか規模の問題、これは町民的にも、また町の財政の面からも、非常に大きな問題だと思うんですけども、この審議会で15の方が審議をしていただくということになるんですけども、今もありましたように、4カ月から5カ月で方向をとということでございましたけども、町民の声を広く聞くというようなことで、例えば、アンケートとかいろんな形で町民の声を聞くというようなことは考えておられるのかどうかということ。

それから、位置とか規模の問題は、今もありましたように、7月から8月に審議会を開催したいと。それまでに準備をとということでございましたけども、現庁舎ということは、仕事もしないといけないということもございまして、新たな場所ということを考えておられるのかどうか分かりませんが、位置の問題とか、規模の問題とかというものを基本的な考え方というのは持っておられるのかどうか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 庁舎建設に当たりましては、当然、利便性の高い、住民の皆さんから見て使い勝手のいい建物ということにもなってまいりますので、そういったところを具体的に事務者レベルでの協議も含めまして、まずは検討もするところでございますが、委員さんにも一般からの公募という部分も考えておりますので、その中でご意見等をいただけたらというふうに考えているところでございます。

また、位置でありますとか、規模でありますとか、当然、新庁舎の建設をしまっている上で必要不可欠なところでもございますので、そこら辺の資料の整理をしっかりとしておきまして、審議会で検討なり協議をいただくという運びとなっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 基本的な庁舎に対する考え方をきっちりつくって、それを町民にも公表して、いろんな意見を聞きながらまた審議会で諮っていくという方法をとっておる市町村があるわけなんですけども、結局、町民に庁舎問題の基本的な考え方をまず示すと。そういう声も合わせて、そして具体的に審議会で検討していくということが私は必要ではないかと思うんですが、今の考え方ですれば、事務サイドで準備をして、七、八月には開催をして、そして4カ月か5カ月で方向を示すということでございますけども、やはり京丹波町としての特異性とか、町の人口の規模だとか、将来人口の規模だとか、そういうものもいろんな角度から基本的な考え方を、当然、審議会にも出されると思うんですけども、やっぱり町民にもそれをしっかり示して、そういう声も聞きながら審議会で具体的に審議をするという方向をこの庁舎問題というのはやっていかなければ、町民が本当に庁舎について関心を持って、そしてまた自分たちの町のものだという形をつくっていくということが私は庁舎問題を考える場合に非常に必要だと思うんです。そのために条例もつくって、重要案件として位置づけされているわけですから、やっぱり町民とのかかわり、考え方をしっかり示すということが私は必要だと思うんですけども、その辺はどうなのか伺っておきたいと思ひますし、基本的に町の木質の問題も言われておりますけども、町内の木材を使うとか、そういうことも基本的な考え方をしっかり示すということが私は大事であると思うんですけども、その点ただ審議会にそういう方向を示すということではなしに、町民にもしっかり基本的な考え方を示すということが必要だと思うんですけども、その点について伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まずは、住民の皆さんのご理解のもとに事業というのを進めるべきものだというふうに思っておりますので、あらゆる機会を通じましてご説明をさせていた

だいて、ご意見を伺っていくという趣旨のもとに進めてまいりたいというふうに考えております。

また、審議会の場合と申しますのも、住民参加の一つの手法をとっておりますので、そこでの意見というのも一つの方法であろうというふうにも考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今ありましたように、公募は2人ですので、町民の声を広く聞くということになれば、基本的な新庁舎建設にかかわる考え方を示して、それについてのいろんな意見も聞きながら、審議会で検討していただくという手順を私は踏むべきだと思うんですね。ただ、公募をしていると。例えば、10人も20人もあったら2人に絞らないといけないわけですので、やっぱりそういうことから言うと、もっと開かれた町政、まちづくりという基本に立てば、庁舎問題というのは、広く町民の声をどうそこに集めるかと。町民のどういう基本的な考え方を示して、そして、そこに町民の声を生かしていくという立場に私は立つべきだと思うんですけども、その点もう一度伺っておきたいと思えますし、今も一定の大まかな流れがありましたけども、スムーズな新庁舎に取り組んでいくためにも、もっと町民に考え方をしっかり示して、そしてそういう意見に基づいて進めていくという基本的なスタンスを私はとるべきだという点、もう一度申し上げて、もう一度見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住民の合意を得るといえるのは必要なことでもございますので、先ほど申し上げましたように、今後、また町長と語るつどいも開催を予定をされておりますし、そういった住民の方との懇談の機会とか、そういうものも通じてご意見をいただきたいというふうにも考えております。

それと、1点、先ほども申し上げましたけども、審議会というのも一つの民意を聞く場ということでの考えというふうに申し上げたところでございまして、それも一つの民意を問う手法であるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 総務委員会でもお聞きいたしまして、委員の構成についてお聞きした中で、2番の公共的団体等が推薦する者という中で、7人から8人という答弁をいただきました。それぞれの団体といえば、区長会とか、女性会とか、それぞれあるかと思うんですけども、やはりそういった代表の方を選ぶのに、その個人の代表の方の意見というよりも、区長会だったら区長会の中でいろんな意見を聞くとか、また、そういった場が必要だと思うんです。今、課長がおっしゃいました、審議会の中の意見というか民意を聞くことも持たれ

るということではありますが、やはりそれが果たして町民の意見になるかどうかということも考えるところでありますので、やはり庁舎というものは、町民にとっては本当に来やすい、そして、開かれた庁舎になってほしいというのが町民の願いでもありますので、皆さんの声ができるだけ反映できる場が持たれるべきであると思うんですけれども、そういった場をそれぞれ団体等には持たれるのかどうか、そういった意見を聞く場をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 庁舎といいますのが町のシンボルでもあると思いますし、住民の方にとって利用しやすい場所、安らぎの持てる場所というものにならないといけないとも思っておりますので、いろんな意見を聞く機会というものがあるかと思っておりますので、そういったところでしっかりと住民の皆さんからのご意見を聞いていきたいというふうに考えております。

また、各種団体との話し合いといいますか、懇談でありますとか、そういう部分につきましてもいろんな機会があるかと思っておりますので、そういう機会を大切にしていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町新庁舎建設基本計画審議会設置条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基金条例の制定



についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君）　今回、基金条例の中に七つの指定項目がありますが、一旦、ここに基金として積み立てたものを、長い目でこの七つの項目に事業を充てていくという考えだと思うんですが、寄附された方は、自分の寄附したお金が何に使われたかということが知りたいというふうに思います。ホームページでこういった事業に使いましたといったことであったり、寄附をいただいた方にこういったことに使いましたというようなレターを出すと。そういったことも含めて何に使ったかを知ってもらうことによって、そういうことに使ってもらえるんだったらまた寄附しようとか、そういったことが起こり得ると思いますので、そういったことに対してどういったことを今後やっていくことになるのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君）　中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君）　議員がおっしゃいましたように、寄附をされました方というのは、目的があつての寄附であるというふうにも理解をしております。町のほうから示しております七つの項目のいずれかに希望をして、寄附をいただいているという経過もございますので、しっかりどういう事業に活用をしましたということをホームページ上、あるいはお礼状を差し上げた際にも明記するなど、また新たに寄附をしようという気持ちにもなっていただくような方向で、少しでもリピーターを増やしていけるような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君）　山田君。

○5番（山田均君）　私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、基金条例ですので、寄附をしていただいた方のお金をここに積み立てるということになるんですけども、今もありませんように、寄附をしていただいた方への町としてのつながりというか、今もありませんリピーターになっていただくということもございますけども、もちろん使った報告をすることと同時に町はいろんなイベントなどを取り組むわけですし、町のアピールをすることになりますので、そういうようなものを年間を通じて、何回かそういうものを情報発信といいますか、町のいろんなイメージアップも含めて、寄附をされた方へ送るというのも一つの方法かと思うんですけども、実際そういうことをやっておられる町もあります。例えば、今の時期に寄附していただいたらプラスこういうものをつけますよとか、今そういう月間やっていますよとかいうような形で、いろんな形で取り組んでおられる市町村もあるわけがございますけども、本町としては、今もありませんように、寄附をしていただいた方に使

途を伝えるということだけなのか、もっといろんな形で寄附していただいた方にいろんな情報を発信していくというような、そういう考え方はあるのかどうか、また、そういうような何かを考えておられるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、寄附をいただいた方大半がふるさと産品とかを希望されて寄附をいただいておりますので、そういった産品をお送りさせていただくときに、いろんな本町の情報でありますとか、そういったものもあわせてお送りをさせていただくことで、この町を訪れてみようというお気持ちを持っていただけるような取り組みも必要と考えております。ホームページで公表をさせていただくというのも一つの手法でありますし、直接寄附をいただいた個人の方への情報発信というのも一つの方法というふうに捉まえておりますので、そういう両方の部分で寄附をいただいた方に接していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ふるさと産品ももらったときには、確かに今もありましたように、いろんなそれぞれの町の紹介とかパンフレットが入っております。やっぱりそれが終わると次の段階ということに、1年後とかになるんですけども、その間にはがきが届いたりすると、また思い出して関心を持ってもらうということになるろうと思うんですね。実際、そういうことをやっておられる市町村もあります。ぜひ本町も、今もありましたけど、そういうようなはがき程度のものをつくって、寄附の人に送って、そしてリピーターになっていただいたり、本町に関心を持っていただくということにつなげていくことが、また寄附をしていただくことが続いていくし、また広げられるということになると思うので、その点改めて伺っておきたいと思っておりますし、何億円と集めている市町村もあるわけでございますけども、本町としてはどれぐらいのところを設定を考えて取り組もうというふうに考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 寄附をいただいた方に対するいろんな案内といいますか、PRの方法につきましては、先ほど申し上げたところでございまして、そういういろいろな手法というのも、今後、調査研究をしてみたいというふうに思っております。

それと、このふるさと寄附金につきましては、重要な財源の一つというふうに位置づけをしております。当初の予算につきましては、3,000万円ということで計上はさせていただいたわけでございますけれども、その額がどんどん上回っていきけるような形で、これから

いろいろと工夫を凝らしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 別表の第2に関連してですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令では、複写機により用紙にカラーで複写したものの交付に関して、用紙1枚につき20円というふうにしてしておりますが、この別表第2では、カラーの場合60円というふうになっております。3倍の額になっているわけですが、その設定根拠について答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回のカラーで60円という単価でございますけれども、これにつきましては、現在、情報公開におけます実費負担額ということでいただいております負担額、これをそのまま引用をしている、明文化をしたというものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） ちょうど1年前に、「味夢の里」の新停留所に関して議案があったわけなんですけど、今回、「和」の係る路線の新設ということで、また同じような準備が出てくるかと思うんですが、今後、これがもし議案として可決された場合、こういった準備、こういった発注、こういったことが必要になってくるのか、一連の流れをお答えください。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今後、「和」線の新設に係る時刻表を作成しまして、住民さんへの周知をしたいと思っています。あわせて、バス停に係ります標柱の作成について、来年度予算で発注を4月中にし完成させたいと思っています。そういった期間を要するために、施行日を4月1日ではなく、5月2日月曜日とさせていただいてるものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今回の提案の理由で、買い物支援及び観光客等の交通確保のために、道の駅「和」に係る路線の新設を行うということになっているわけですが、本町の町営バスの場合には、日曜日、祭日を運行しないということになっておられるわけですが、一つは、観光客の皆さんは、やはり土日とか祭日というのは多いと思うんですけども、そういう面から言うと、観光客などの交通確保ということになるのかどうか、祭日、日曜日などの対応というのは何か考えておられるのかどうかということが一つ。

それから、買い物支援ということになっておりますので、和知駅へ来られて、そこからこの「和」線に乗られるということかと思うんですけども、想定としてはどういう形で乗り継ぎを含めて、高齢になるとバスに乗って歩いたりするのは大変なんですけども、買い物支援ということから言いますと、バスを利用する方がどういうパターンで道の駅「和」に来られるということになるのかどうか、どういう乗り継ぎを含めて想定されているのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、改正の目的であります買い物支援と観光客の交通確保ということで改正をさせていただいておりますが、これにつきましては、現行の町営バスとしてできる範囲、日曜、祝日、年末年始は運休をさせていただいておりますが、現行体制の中で町営バスとしてできることとして改正をさせていただくものでございます。以前は、道の駅「和」につきましては、車での来場者が中心であったんですが、町内からの買い物客の皆さんを道の駅「和」のほうへお運びするのと、鉄道を利用した方への利用ということで、日曜・祝日、年末年始は運休しますが、町営バスもできる限りの内容で運行をさせていただくというものでございます。

また、乗り継ぎ等でございますが、まず日常生活の中でバスを利用して買い物に行ける方、もちろんそれが対象になるんですが、そのダイヤに合わせて生活のリズムをつくっていただくということで、まずそれぞれの町内から、例えば、和知の各路線からは、朝の便に合わせて和知駅で乗り換えていただかないといけないわけですが、道の駅「和」のほうへ運行をさせていただきますし、午前中と午後それぞれ2往復するんですが、これにつきましては、桧山和知線の運行をしております14人乗りのワゴン車なんですけども、それを利用して和知駅到着後、道の駅「和」線としてそれぞれ往復をさせていただく予定にしております。和知の地域の方は、それぞれ朝昼夕のそれぞれの路線を活用していただく。丹波瑞穂方面につきましては、桧山和知線または丹波和知線を利用していただいて、和知駅で乗り継いでいただくと

いうことを考えております。

また、あわせて、須川橋も才原大簾線が走っておりますので、才原大簾線を利用させていただいて、須川橋のところから徒歩300メートルで利用させていただくことで、和線の新設とあわせてかなりのアクセスが確保されますので、そういったことでこの両路線を使って利用をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 提案理由の中で買い物支援と観光客等ということで、委員会の中でお伺いしたんですけれども、日曜、祝日、年末年始は運休ということであります。特に年末なんかお正月のお買い物、そういったことでやはり買い物支援となれば、臨機応変ということは考えられないのか、たまたま早目に買っておくとか、そういうこともあり得るかもわかりませんが、やはり29、30、31日の辺でお正月の準備はされますので、そういったことも考えたら年末年始というのをどのぐらいの期間から休みというふうに考えておられるのか、その点の買い物支援としての考え方をお伺いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 年末年始につきましては、条例で定めております12月29日から1月3日まででございます。そのほか日曜、祝日ということになっております。現行体制の町営バスの運行体制の中で、できる限りの買い物支援をさせていただくということの改正でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 29日から3日までお休みということですが、やはり買い物支援と銘を打ってするわけですから、やはり道の駅にお正月の買物をしたい方もたくさんおられると思いますので、その辺も再度また検討していただく余地はないのか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 全町的に月曜日から土曜日、祝日を除くわけですが、それを基本に運行をしておりますので、その範囲の中で買い物支援という町営バスとしての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 買い物支援、観光客の交通確保ということになっているのですが、道

の駅「和」に対してお客を運ぶということになると思うんですけども、一つは、商店街、当然和知の駅前にもあるわけでございます。年々、お客が減って商店を閉めるという方もあるわけでございますけど、しかし何件かは営業をされております。当然、そこへの影響もあろうかと思うんですけども、そういう商店街との合意というのはできているのかが1点。

それから、買い物支援、観光客の交通確保ということになっておるんですけども、利用者というのは何人ぐらいを想定をされておるのかということ。新たに新設しますので、何人ぐらいを想定をしておることなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 商店街との合意につきましては、お話はさせていただいておりません。

それから、利用者の乗車の想定ですが、町内と町外の方があるわけなんですけども、町外の方につきましては、それぞれの町内の観光振興対策、特に和知地域の観光振興対策の中を充実させることによって、この道の駅「和」へのバス利用も増えるのではないかなというふうに思っております。具体的に何人というところまでは想定はしておりません。町内の利用者につきましては、できる限り乗車していただけるように広報していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、商店街との話はできていないということなんですけど、当然、影響は出るということは明らかなんです。まして町が町営バスを買い物バスと名を売って路線をつくるということになれば、やはり町の立場からすれば、当然そういう限られた商店の人たちであったとしても、そういうことの合意の上に私は運行するのが基本だと思うんですけども、なぜそういうことがされないのか、必要がないというように考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この路線の新設につきましては、基本的には、まず道の駅「和」の運営の事業者さん、それから間接的な要望ですけども、住民の皆さんからの要望がございまして運行させていただくものでございます。商店街との協議につきましては、必要というふうにおっしゃることもわかりますけども、要望に基づいて道の駅「和」のほうまで路線を新設させていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 1点お伺いたします。

利便性とか買い物支援の運行のためということ、町営バスをそうしてしていただくんですが、町民さん、利用者さんにわかりやすい表示とかは考えていただいておりますのかどうか、お伺いたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 4月に全戸配布を予定をしておるんですが、道の駅和線だけの時刻表を配布させていただきます。4月1日時点での改正も一部しましたが、それはもう既に条例には関係しないダイヤ改正でございますが、それにつきましては、4月1日改正ということで、時刻表を配布させていただきます。それに加えて道の駅和線につきましては、新たな路線ということで、この路線だけの時刻表を配布させていただくということで、まずそこで皆様方に気づいていただけるというふうに思っております。

それから、道の駅「和」のバス停の標柱にも時刻表を掲載させていただく予定しておりますが、そこには対岸の須川橋（道の駅 和）という表示のバス停も約300メートルで利用できますよということで、あわせて須川橋のバス停の時刻も道の駅「和」のバス停に表示をさせていただいて、さらに鉄道の上下線のアクセスの時間、その他、和知地域だけなんですけども、町営バスのアクセスできる時間、和知駅での時間というのを表示させていただく予定にしております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案理由にもありますように、買い物支援及び観光客の交通確保のためということで、道の駅「和」に係る路線の新設でございます。和知地域は、京丹波町の中でも高齢化が進んでおる地域でございます。こういった買い物支援の必要性は認めるわけですが、今答弁でもありましたように、道の駅「和」からの要望や住民からの要望もあるということでございましたけど、やはり行政が行う場合には、商店の方も町の大きな部分を占めているわけですから、当然、商店街の皆さんにも理解を得て、こういった新設をすべきだというのは、私は基本だと思うんですね。それを全く商店街の皆さんには合意もなしに、町が一方



的に決めて実施するという事は、私は町民の目線とよく町長言われますけども、全く外れておると。商店街の方は、道の駅「和」がマイクロバスを購入して走らすということについても、いろんな意見を持っておられました。私のところにも来てほしいわと。これが商店街や関係者の皆さんの声でありました。新たに今度町が町営バスを走らすと。路線を申請することになれば、なおさらそういう人たちの声を十分聞いて、そして合意の上で私は路線を新設すべきだと。これが私は基本だと思うんですね。まして買い物支援、観光客と言いながら、一番買い物に行きたい、祭日や、また年末年始についても、全く今の町営バスの基本の条例に基づいたものということで、本当に言葉では買い物支援、観光客と書いてありますが、実際に利用する方の立場には立っていないということも申し上げて、本改正案に反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第7号について、私は賛成する立場で討論を行います。

本町の町営バス運行にかかわるダイヤ網については、既に今日まで多くの住民の皆様の利便性を考慮した中で完成の域にあり、町内をくまなくネットワークする路線のもとで運営をされております。その中でも、さらに住民ニーズを吸い取る中で事業者の努力、そして運転手の皆様の協力のもとで、少しでも住民の皆様に密着した新しい道路網が開通して、現在に至っておるところでございます。当然、今回の新路線開設にしましても、地域の皆様、そして道の駅「和」運営者の意向のもとに調整され、運用が提案されておるものであり、何かしら一方を打ち切って新しく開設するものではなく、それぞれの皆様の利用ニーズに応じて対応しているものと、内容を見ながら確認し歓迎しておるところでございます。今後につきましても、こうした住民の実生活に優しく寄り添うダイヤ網のさらなる構築をお願いいたしまして、本議案に賛成いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、一つには新旧対照表でお

尋ねをしたいと思うんですけども、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務ということで、旧のほうでは、深夜勤務及び時間外勤務の制限ということが削除をされてなってきたおるわけでございますけども、この項目についてどのようなことになるのかどうか、伺っておきたいと思います。旧のほうでは満6歳に達する日以後の最初の3月31日までということをあわせて、いわゆる児童福祉法に基づく小学校に就学している子のある職員であつてということになっているわけでございますけども、若干変わっておるわけでございますけども、削除の部分だけなのか、内容的に変わっておるのかどうかということをお尋ねしておきたいのが1点でございます。

それから、時間外の関係なんですけども、超勤の代休時間というのが、今回、時間外勤務の代休時間ということになってきておるわけでございますけども、これはどのように新しく変わるのかということ。

それから、休暇及び欠勤の種類の中で、これまでは介護欠勤というのは介護休暇と言葉が変わるわけでございますけども、内容的に、本来、欠勤となると給料から引かれるということになるんですが、休暇ということになりますと、介護休暇ということが認められるということになるのかどうか、伺っておきたいと思います。

それから、病気休暇、特別休暇及び介護欠勤、これが病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認ということになってくるわけでございますけども、内容的にはこれは左右新旧変わらないと思うんですけども、その点伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、新旧対照表のほうで、第8条の2の関係でございますけども、これにつきましては、早出遅出勤務の部分、それから並びにということで、現行の条例は書かれておりますけども、この部分につきましては、条を別立てをするということで、新しいほうには8条の3というところで、深夜勤務及び時間外勤務の制限というところで新たに明記をされております。

それから、この8条の2の新しい部分につきましては、この年齢を特定をするための表現ということで、現行のものは満6歳に達する日以後というふうに書かれておりますけども、今回新たに学校の種類の追加を行わなくても、年齢につきましては特定をされるということで、新たに追加をしないものでございます。

それから、時間外の部分で、超勤と言われる部分から時間外勤務というふうに書いておりますもの、あるいは欠勤というところから介護休暇というふうに書いておりますもの、それから介護欠勤という書き方をしておりますけども、これら全て介護休暇と、あるいは時間外

勤務手当等々、改正をしておりますけども、準則に基づきまして、現在使われていない表現といえますか、方法でもございますので、今回あわせまして改正をさせていただいたものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 職員の勤務時間、休暇に関するところでございますので、当然、職員に及ぼす影響というのがあると思うんですけども、職員組合等の合意という上に立ってこの改正案というのは出されておるのかということが1点、伺っておきたいというように思います。

それから、介護欠勤が介護休暇ということになっておるわけでございますけども、休暇と欠勤の違いというのは、本来なら欠勤の場合は、給料から差し引かれるというのが通常ですが、この場合には、今度は休暇ということになれば、介護休暇というのは1週間とか、1カ月とかいうふうに認められるということになるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の条例改正に伴いましての新たな組合との協議というものはしていないところでございます。

また、今回の改訂の部分で、休暇のところ、これまで介護欠勤という形ですけども、今回、介護休暇というふうに改めております。運用上におきましては、いずれも休暇というふうに捉まえておきまして、欠勤という扱いにはなっていないところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今の介護欠勤、介護休暇の関係ですけども、一番の問題は、欠勤であろうと休暇であろうと同じことだということかもしれませんが、要するに、介護休暇をとることは、結局は給料が減額されると。休暇に応じてということなのか、普通、休暇の場合には、年次休暇とあわせて両親が死んだ場合は1週間とか、そういうのが認められておるわけですけども、そういうものに値するのかどうか、これは全く休暇というけども欠勤というような扱いということになるのかどうか、改めて伺っておきたいということと。

職員の条件にかかわることでございますので、当然、職員組合との協議というのは必要だと思っておりますけど、あえてされてないというのはどういうことなのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この介護休暇につきましては、日数等で定められておりますので、欠勤扱いとはならないものでございます。

それから、今の介護休暇のところですけども、新旧対照表の最終ページの介護休暇と第

15条の関係にあります。これにつきまして、第3項でございますけれども、勤務しない1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額の減額ということで明示をしております。

それから、今回の改正等につきましても、直接職員組合等との話し合いというのは持っておりませんが、勤務内容とか、休暇の内容とか、そういった変更につきましては、その都度通知等を各職員に行っております、そういう徹底を図っているところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回、提案されております改正の理由として、学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとなっておりますが、新旧対照表では、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務及び深夜勤務及び時間外勤務制限にかかわること。育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務制限にかかわること。超過代休時間を時間外勤務代休時間にかかわること。休暇及び欠勤の種類を休暇の種類にかかわること。年次休暇にかかわること。介護欠勤を介護休暇にかかわることについての字句の変更などで、条件が変わるものではないということかもしれませんが、職員の勤務時間、休暇等に関する内容であり、条件が変わらないとしても、子育て支援や勤務実態からの変更などの改正の必要もあると考えますし、また、代休の代替などの問題についてもあるというように考えます。何よりも働く職員に一番大きな影響があり、働く意欲にもかかわります。職員組合との合意を最優先にして、合意ができた内容に基づいて提案すべきということを指摘して反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 今回提案になっております職員の給与に関することとございますけども、資料もいただいておりますけども、いわゆる民間給与との格差ということ

で、実質的に説明でもありましたように、引き下げということになるわけでございますけども、2年間は現行を補填をするということでございましたけども、この点について職員組合との合意はできておるのかどうかということが1点と。

それから、2年経ちますと、当然、引き下げなっておりますので、現給与より引き下がるという職員もあるのかどうか。また、それに対する対応というのは何か考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改正につきましては、実質的には引き下げという部分も出てまいりますので、事前に職員組合とも説明をさせていただき、協議をさせていただいたところでございます。

また、総合見直しが2年間で完成というところでございまして、その間につきましては、現行の給与額が保障をされるというものでございますけども、2年後におきましては、引き下げとなる職員も出てまいりますということですので、この間におきまして、国との給与格差等の是正の観点から改定等を今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、2年後のことについて、それまでの間にそういうことが起こらないようにということだと思んですけど、一つには国の給料表を当てはめているわけなので、それに追加といいますか、国の給料表に基づいてやるという方法と。

それから、京都府は独自に給料表をつくっておられるようでございまして、ほかの市町村でも京都府の給料表を使う市町村もあるようでございます。そういうようなことから踏まえて、現時点ではどのような基本的な考え方を持っておられるのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現段階におきましては、京都府さんの給料表というものも参考とさせていただこうというふうにも思っておりますが、そのほか号給の毎年の引き上げでありますとか、そういったものも研究をさせていただいて、改善の方法を探っていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これより、10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

《日程第13、議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第13、議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております内容については、人事院勧告に基づく一般職の給与改定に準じて、期末手当の支給月数の改正ということとあわせて特別職の給与及び期末手当を100分の10減じるということで、二つの内容のものが出されておるわけでございますけども、期末手当の支給の関係の表では、100分の157.5を100分の162.5ということで、引き上げが予定されておるわけでございますが、期末の関係のことがあるんですけど、10%を減じるということとあわせるとどういような関係になるのか。差し引きゼロになるのか補填するよう形になるのかどうかということをお尋ねしておきたいと思うんですけども。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の改定でございますけども、期末手当の改定0.05月分の



引き上げの部分、それから、もう1点は、給料なり期末手当の削減ということで、通算をいたしますと約250万円程度の減となるところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 金額のことはなんですが、10%減じると、給与及び期末手当ということになっているんですが、今回、期末手当のほうを職員給与の改定に準じて支給月数を改正ということになっております。減の10%と今回改定されて引き上げる分と差し引きすると、その率というのはどういう数字になるのかということをお改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 期末手当の部分で0.05月という引き上げとなりますし、また期末手当で10%減ということになりますので、差し引きいたしますと0.5%の減ということになります。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案の理由は、平成27年8月に人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給月数を改正するものです。あわせて、特別職の給料及び期末手当を100分の10減じた額とするというものです。

議案第11号では、職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、民間企業との格差を埋めるためとして俸給表の水準を引き下げ、勤勉手当、ボーナスを引き上げ、それにあわせて特別職も勤勉手当、ボーナスを一般職にあわせて引き上げるというものです。

職員は給与制度の総合的見直しとして、2年間の経過措置がとられるものの、8,000円から9,000円の引き下げという説明もありました。年間9万6,000円から10万8,000円の引き下げということになります。地域経済にも大きな影響を与えます。もちろん先ほどの答弁の中で給与の改定ということも出されましたが、特別職は職員の給料表は適用されないために、職員が大幅な賃下げになるということになるわけでございます。その長である特別職には何の影響もなく、勤勉手当、ボーナスだけは引き上がるということになるわけでありまして。特別職の給料及び期末手当を100分の10減じた額とすることは平成

19年度から実施をされておりますが、期末手当の減じた分が補填されるということになるわけでありまして。町民の暮らしは消費税が8%に引き上げをされて、実質賃金の引き下げなど、厳しい生活実態であります。こうした点を指摘して本案に反対をするものであります。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○6番（山内武夫君） ただいま上程になっております議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

昨年の人事院勧告によりまして、一般職の給与改定に準じて、今般期末手当の支給月数を0.05月分、金額にいたしまして町長で年間4万7,250円の増額となるものであります。

なお、町長、副町長、教育長の給与につきましては、その職務と責任の度合いに応じて、本町の財政状況や社会経済情勢、他の町村など、類似団体との比較等も参考にされ、平成20年に当時の特別職報酬等審議会から答申がなされたもので、それ以降、今日まで据え置かれたままの状況であります。

今回の条例改正につきましては、期末手当の改正ということで、基本給の改正とは異なりまして、審議会の審議にはなじまないものでもあります。

そういうことで、私は、本改正に賛成をするものであります。なお、近年の社会情勢、経済情勢に鑑みまして、昨年度に引き続いて本年度においても町三役は給料及び期末手当を100分の10減額されるなど、みずから率先して厳しい現実に対処されていることも評価をし、本改正案に賛成するものであります。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

東君。

○2番（東まさ子君） 議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の採決に当たりまして、日本共産党議員団として退席をしたいと思います。

理由は、今回、人事院勧告に準じた体制を図ることとされているものでありますけれども、現在の経済情勢から判断をいたしまして退席をいたします。

（東まさ子君 坂本美智代君 山田均君 退席）

○議長（野口久之君） これより、議案第13号を採決します。

山内君。

○6番（山内武夫君） 済みません。今、東議員のほうで議長の終結宣言になった後で退席というふうになりましたので、私も賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 討論やね。討論終わったやん。今、採決に入っとるんやんか。

○6番（山内武夫君） （聞き取り不能）

○議長（野口久之君） よろしいか。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

(東まさ子君 坂本美智代君 山田均君 復席)

《日程第15、議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第15、議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第16、議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

新旧対照表の従業員の員数の中の60条の3の（1）生活相談員というのがありますが、1名以上確保されると、必要に求められるということがあるのとあわせて、機能訓練指導員の中の7にも、第1項の生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤でなければならないということが定められておりますが、これはそれぞれ4事業所が値するという説明はありましたが、1名以上ということでもありますので、それぞれ何人おられるのか、お伺いしたいと思います。

それと、新総合事業に移行するに当たりまして、厚生労働省が出しておりますガイドラインを見ましたら、対象者となるケースとサービス提供の考え方の中で、モニタリングに基づき、より右側の支援に移行していくことが重要ということがありました。これは、現行の通所介護なんかを通所型のサービスAのほうにできるだけ移行しなさいという方向づけがされているのではないかと思います、その点の考え方を聞いておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 町内4事業所さんにつきまして、具体的な人数は把握しておりませんが、京都府の届け出において基準を充当されているものと考えております。

また、新総合事業のガイドラインで、支援に移行の方向性というのは、介護予防の方が早期に元気になっていただくことを目標として、総合事業を運営していくという方針のもとに示されているものと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今回の要支援1・2を新総合事業のほうに移行するに当たっての、できるだけ元気な方をつくりたいというその思いはあるんですけども、やはり必ずしも年を重ねるごとによくなるというのはなかなか難しいことではないかと考えるんです。しかし、こういうふうにな国のほうからモニタリングで新事業のほうに移しなさいというようなことがそれぞれの自治体に出された場合、やはりそういった方向に行くのではないかと懸念があるんですけども、その点をもう一度お伺いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 新総合事業を取り組んでいただく事業所さんとも綿密に打ち合わせをさせていただいておるところです。単にサービスを受けていただくだけではなくて、利用者さんもできることを一緒にやっていただくような考え方で取り組んでいただきたい旨を協議をさせていただいております。もちろん年齢を重ねられることによって、できにくくなるが増えるかと思えます。そのあたりにつきましては、面談やモニタリングをしっかりとさせていただいて、少なくとも現状維持が長い間続くように、本人さん、また事業所さん、そして保険者とともに一緒に取り組むことが大切だと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 第3章の2ということで、地域密着型通所介護の整備がされております。この第3章の2に該当する施設はどういう施設があって、どういう事業がされているのかお聞きをしたいのと。

それから、60条の17であります地域との連携ということで、ここに運営推進会議を地域包括支援センターの職員さんなどで構成をしていくということであります。おおむね6カ月に1回以上運営推進会議を開いていくということであります。これは6カ月に1回開いて、どういうことを検討協議されるのかお聞きをしたいのと。

また、この事業は、通所型サービスで言えば何型になるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回新たに第3章の2で規定を設けておりますのは、地域密着型の通所介護、デイサービスですけれども、介護保険法の改正に伴いまして、利用定員18人以下の小規模なデイサービスが市町村が指定、また、指導監督を行う地域密着型のサービスとなります。本町におきましては、4事業所が該当されるんですけれども、現在、京都府さんの指定を受けておられますので、それが平成28年4月以降はみなしで市町村指定となるところでございます。

また、運営推進会議は、この地域密着型の通所介護、デイサービスに設置いただくものでございまして、役場の職員のほかに地域の民生委員さんやその事業に知見を有しておられる方ということで、利用者の家族さんなども含めて構成される予定でございます。運営状況の透明性を確保するという意味から、どのような運営をやっておられるのかとか、また、利用者さんのご家族の要望等を聞いていただくような会議になるものでございます。

通所型の何型になるのかという質問に関しましては、これは通所型のデイサービス、小規

模なデイサービスでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 第5節の指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準ということで、これはまた新しくいいものだと思いますけれども、これはどういう施設になるのか、現在は該当する施設はないと思いますが、どういう施設になるのかお聞きをしておきたいと思えます。

以上、お願いします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 第5節で規定いたします指定療養通所介護でございますけれども、これもこれまでから都道府県指定であったものでございますが、4月1日から市町村指定となります地域密着型に移行するものでございます。基本方針のところに書いておりますように、療養通所介護は、常時看護師による観察が必要な難病等を有する重度の要介護者や、がん末期の方を対象として入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスということでございます。利用者さんの社会的孤立感の解消、家族さんへの身体的・精神的な負担の軽減を図るということで、利用者の主治医なり、また訪問看護事業者との密接な連携に努めるということを基本方針とした事業でございます。補足説明の際にも申しましたとおり、このサービスを提供する事業所は、現在のところ京都府内にはないということで伺っているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、先ほど坂本議員からもお尋ねがあったんですけども、第1節の基本方針、第2節の人員に関する基準というところで、従業員の員数、その中に（1）生活相談員なり（4）で機能訓練指導員というのがあるわけでございますが、新旧対照表を見ますと、第3章の2の地域密着型通所介護の部分が新たに条例の中に挿入になるものであるわけございまして、また、この条例は4月1日から施行ということになっておるわけでございます。そういう点から言いますと、当然、地域密着型の施設が生活相談員が何人おって、そして機能訓練指導員は1名以上何人おるかというのは、町として報告を求めてつかんでおるというのは当然だと思うんですけども、この条例からすると、生活相談員なり機能訓練指導員が四つの施設にそれぞれ何人おるとか、何人必要だということからすると、どういうところで人数なり、この条例に基づく確保という、それだけ以上の確保ができていのかどうかというのは、どこで確認してこれがスタートして

いくということになるのか。現時点でつかんでおられないということはどういうことなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 該当する4事業所さんに関しまして、先ほど申しましたように、平成28年4月1日現在は、京都府からの指定をそのままみなし指定として移行されてまいります。現在、指定を受けておられる有効期間内はみなし指定となりまして、一番早い事業所さんで平成30年5月31日までが有効となっております。今後、京都府のほうから届け出の状況ですとか、指導とか監査の状況等が市町村に移管されてまいりますので、それに基づいて確認させていただきますとともに、今後においては、更新時期をもとに市町村が指導監督を行うこととなっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、府のみなし指定ということで、平成30年5月31日までということでございましたけども、この条例からすると、みなし指定をもってこの条例に基づく基準をクリアしているということに当然なると思うんですけども、その項目というのはどこかにそういうのは入っておるんですか、条例の中に。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） みなし指定の規定につきましては、介護保険法のほうで定められている条項でございまして、地域密着型への移行に際しましての全国統一の規定となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、また、議案第16号、同じく地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、あわせて反対の立場で討論をいたします。

この条例改正は、平成26年、自民・公明政権のもと強行に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、地域密着型サービス事業を運営する事業所等への人員や設備等の基準を定め



るものであります。これは、これまで介護給付費で実施されてきました訪問介護と通所介護の要支援1・2の方へのサービス提供が自治体が行う地域支援事業に移行し、国が予防給付の自然増に対し、事業費の伸びを抑制しようとするものであります。移行してもこれまでと何ら変わらないサービスは提供ができるとの説明であります。厚労省の示すガイドラインでは、通所型サービスA緩和した基準によるサービスと、通所型サービスC短期集中予防サービスの多様な新しいサービスが提供することができるとしております。しかし、介護認定の申請の手続きの際に、モニタリングに基づき、より右側の支援に移行していくことが重要と明記をされ、認定者数、つまり利用者の減らす方向が示されております。この方向は、地域支援事業をNPO法人や地域のボランティアに委ねるものであります。介護予防は専門的な支援であり、専門家の目でチェックすることで、要介護度の重症化を防ぐのではないでしようか。

また、ボランティアにおいても、災害ボランティアを見てもわかるように、1年から2年はできても、長期となれば続きません。つまり、ボランティアに頼った介護予防には限界があります。介護の自己責任化とするのではなく、国の制度として、最後まで責任を持つべきであることも指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

議案第15号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第16号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第17、議案第16号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

- 2番（東まさ子君） 39条中、第2項を第4項とし、項目を加えているわけではありますが、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者ということになっておりますけれども、これはどこの施設が該当するのか。

また、最後のページのサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業所を開始する場合には、宿泊室を設けないことができるとありますが、これはどういうことなのでしょうか、あわせてお聞きしておきます。

- 議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

- 保健福祉課長（下伊豆かおり君） 現在のところ、町内に介護予防認知症対応型通所介護事業所をやっておられるところはございませんけれども、現在、瑞穂地域でサポートハウスの建設を進めておられる山彦会さんが、秋頃からサポートハウスに併設する形で、認知症対応型の通所介護の事業を計画されているところでございます。そちらがオープンする際には、介護予防の方も対象となる見込みでございます。

また、今回の小規模のデイサービスに基本的には利用定員によって振り分けられるところなんですけれども、3月31日までに申し出を行った上で、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所への移行を選択することもできるという経過措置がございます。その際には、平成30年3月31日までに、宿泊室を設けないで現状の施設で運営ができるという経過措置が設けられておりますので、本町の条例におきましても、この経過措置を盛り込んでいるところでございます。

以上です。

- 議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

議案第16号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第17号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第18、議案第17号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 今回、提案になっております使用料の関係でございますけれども、これまで半日であったものと1日というふうに分かれておったわけでございますけれども、今回、1時間当たりということに使用料を改定するというところでございますが、それぞれ施設の利用の状況を委員会でもお聞きしたわけでございますけれども、京都庵、いつつ屋、北尾商事、そして女性起業の会と地元の活性化委員会というようなことをお聞きしたわけでございますけれども、企業的に、例えば、京都庵のようにやっておられるところからすれば、当然、1時間というよりも一定期間を使いたいというのは当然だと思うんですけども、あえて1時間当たりにしたというのはどういうことなのか伺っておきたいということと。

それから、京都・丹波食彩の工房の設置の目的としては、やはり地域の農林振興の面から設置されたわけでありまして、そういう趣旨からすると、本来なら京丹波町内の方、地元の方が活用していくというのは一番基本だと思うんですけども、その辺の見通しというのはどうなのかということとあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、1時間当たりにした理由でございますけれども、現状例が半日と1日にしておりまして、企業が一部分活用することになりますと、1時間

当たりであるのが妥当というふうにさせていただいたところであります。

また、今後の目安ですけれども、現状の条例を改正を1時間当たりさせていただきまして、企業の稼働状況を見ながら、長期的な部分で活用されるというふうには現在でも思っておりますが、そういうふうな中で考えていきたいというふうに思っているところであります。

また、地元とのかかわりですけれども、まず、京都庵さんにつきましても、女性起業につきましても、覚書を交わしているところでありまして、その中では、まず地元の声を積極的に図っていただくこと。さらには、地元の農産物を使った加工品の開発・販売、いわゆる地域に潤いが少しでも行き渡っていくような形での活用をしていただきたいということで、覚書の中にも交わしているところであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 覚書を交わしておるということでございましたけど、あと、いつつ屋とか、北尾商事はそういうようなことについてはどうなのかということが1点と。

それから、地元の雇用の拡大というのは非常に大事なことだと思うんですけども、例えば、この場合には、いろいろ工房があって、いろんなことができるということになっておるわけでございますけども、地元グループの方が、例えば、そういう生産、製造、何かそこでやりたいということが起こった場合、地元優先で利用が可能なのかどうか、こういう形で使用していただくということになると、使っているほうも不安定になると会社としての見通しも立たないわけなので、会社とすれば最低半年、1年ということになろうかと思うんですけども、そういう場合に、地元の方がここを活用したいという場合にはどういようなことになるのか、もちろん先に使っておる方が優先ということになるかもしれませんが、本来のこの施設の目的からすれば、地域の活性化、地域の農業振興という面もあるわけでございますが、そういう点での考え方を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、既設の北尾商事さん、いつつ屋さんについては、これまでから利用をさせていただいておりますので、特に覚書のようなものを交わしているものはございません。

もう1点の後ほど地元が活用される場合が起きた場合の対応ですけれども、まず、これまでの経過から言いますと、あそこを一括的に管理をしていただくための指定管理ということで、過去に利用をさせていただいたことがございましたけれども、なかなか専門的などいいますか、それぞれの場所ごとに生産をしていくような建物の仕組みになっておりますので、全部をやりこなしていくというのはなかなか難しいというところから、指定管理が定着をしな

かったということもございます。

そのことを受けまして、町としては、地元にある施設は地元で十分に活用していただくことがいいのではないかとということで、地元を活用を十分していただくようなことがないだろうかとということで、町と地元でいろいろ一定期間を置きながら考えてきたところでありまして、その中で、竹野活性化委員会というものができまして、活性化委員会を中心にそこを一部分活用していただいております。さらに、活性化委員会の活動をさらに活発にさせていただくためには、ほかも使っていただくことも想定もしておりましたけれども、活性化委員会としては、徐々に活動を着実に進めたいということもありましたので、現段階でほかの部分を活用することは考えていないというお話のもとに、それを受けまして、それで企業のほうの申し込みもありましたので、お貸しをするということになった経過があります。したがって、地元とのすり合わせのもとに企業にお貸しをするということになりましたので、企業が当面の間といいますか、企業が優先的にそこを利用していただくことになろうかというふうに思っているところでありまして。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 経過はおっしゃるとおりだと思いますし、協議もされてきたということだと思いますけれども、私、今後のことを申し上げたので、今後そういうような動きが起こったときの対応をお尋ねしたので、町内でも企業起こしということも取り組まれておるわけでございまして、そういう方がそこを利用するということも将来的にはあるのではないかと考えますと、そういう場合にはその人がそこを利用することはできるのかどうかということを確認も含めてお尋ねをしたかったというのが一つでございますので、改めて伺っておきたいということと。

それから、今、それぞれ使っていただいております会社や団体の関係なんですけれども、京都庵さんは、本社をどこに置いておられるのか、また、いつつ屋は肉屋さんだと思うんですけど、北尾商事さんというのはどこに置いておられるのか、女性起業の会というのは会ですので、代表者の場所かと思いますが、その点あわせて本社というか、所在地というのを伺ってきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、1点目につきましては、現在使用をされているところが優先をされますので、空きがない限りはなかなか厳しいというふうに考えております。

それから、2点目の京都庵の所在地といいますか、本社でございますけれども、福知山市の三和町ということになっております。

それから、女性起業のほうですけれども、現在は、京都のほうでございしますが、このほど京都・丹波食彩の工房のほうで本格的に活動をされるということになりますので、当然、京都・丹波食彩の工房が本拠地ということになろうかと思えます。

あと、北尾商事さんについては京都市でございします。いつつ屋さんは京丹波町ということですよ。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 1点お聞きしておくんですけども、使用料の中には、一般管理費というのは含まれているのかどうかお聞きします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） はい、含まれております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そうしますと、入っていただいている企業は、順調よく事業が拡大してもらわないと困るんですけども、拡大していきますと、一般管理費の中に、特に光熱費、上下水道、電気代というのは、業績がよくなるほどたくさん要るわけですから、この分の管理を時間で使用料の中に入れていけるとすると非常に不公平になるし、場合によっては、管理費のほうが使用料よりも多くなって、貸しながら町は赤字になるということにもなりかねないと思えますし、水道、光熱費等の管理はどうしてされるのかという点をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今回、使用料の予算としては、平成28年度に350万円の収入を見込んでおります。昨年の秋頃から、両方の事業者が毎日ではありませんけど稼働されておりまして、短期間ではありますけれども、その実績をベースにいたしますと、現在では、使用料の範囲の中で光熱費を賄えるというふうに思っております。ただし、フルで現在が稼働しているわけでもございませぬので、今後フルの稼働率に近づいていきますと、当然、その逆転もあり得るといふふうに思えますので、その際につきましては、公費を充てるということにはなりませんので、その辺は十分その時点で協議をするということで、双方と話をしているところであります。

また、その管理の方法ですけれども、それぞれ使っていただくところに、電気、水道等の個別のメーターをつけておりますので、その実績を見ながら経過を見ていくということにしておるところであります。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

議案第17号 京丹波町京都・丹波食彩の工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第18号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第19、議案第18号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) お尋ねをしておきたいと思うんですけども、新旧対照表もつけていただいておりますので、今回、桧山団地が2戸が1戸になるということになっておるわけでございますけれども、全体で96戸ということになるということなんですけれども、政策空き家とか、そして空き家というのもあるわけでございますけれども、非常に老朽化しておる住宅もあるわけでございますけれども、そういう中で町の住宅プランと申しますか、そういうものを本来つくって、町の町営住宅、公営住宅政策というのを実施していかなければならないというふうに思うんですけど、そういうようなプランというのはつくっておられるのか、つくる計画はあるのかというのが1点と。

それから、やはり家賃の問題がいつも問題になるわけでございますけれども、国の補助金や制度を受けてやっておりますから、補助金適正化法というのもございますが、それが切れますと、家賃の見直しもできるわけでございます。投資した金額を耐用年数で割って、その家

賃を割り出すという方法だけではなしに、やはり住宅政策として、町民のまた新たに転入される方への住宅政策として考えれば、公営住宅でございますので、それなりに金額も抑えられたものが必要だと思っておりますけど、その辺の考え方をあわせて伺っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 町の住宅の計画なんですけど、平成28年度より現在管理しております住宅の長寿命化を目指しまして、計画のほうを平成28年度からつくっていきたいというふうに考えておまして、現在、管理しております住宅をもって、それ以外の部分につきましては、現時点では計画のほうは持っておりません。

また、家賃の関係につきましては、一般質問でも答弁させていただきましたように、償還も終わっていく団地もございます。また、長期間にわたりまして空き家になっている住宅もございますので、家賃のほうも京都府とも相談させていただきながら、家賃について検討してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

議案第18号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第19号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第20、議案第19号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の



一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

議案第19号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第20号 国民健康保険南丹病院規約の一部変更について》

○議長(野口久之君) 日程第21、議案第20号 国民健康保険南丹病院規約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) 提案になっております南丹病院の規約の一部変更ということで、提案理由が居宅サービス事業所を設置し、訪問看護ステーションを設ける際に本組合規約の変更ということになっておるわけでございます。南丹病院は、2市1町で構成してつくっておるわけございまして、当然、居宅サービス事業所を設置すれば、2市1町が対象ということになるわけでございますが、実際、京丹波町の住民からすれば、なかなか利用しにくいと。本町にも京丹波町病院を中心にやっておりますので、競合する部分もあるわけございまして、やはり2市1町で運営しております南丹病院については、当然、運営負担をしておるわけでございます。当然、南丹病院の組合の運営の一つということになりますので、こういう

運営も含めて、京丹波町も割合に応じた負担をしないといけないということになるわけですが、今回、予定されております居宅サービス事業について、本町としては、どのように考えておられるのか。

また、分担金の問題についても、どのような考え方をもちおられるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） まず、サービスのエリアの関係でございますけれども、サービスのエリアにつきましては、南丹病院2市1町を対象として実施されます。おっしゃいましたように、京丹波町の中でも京丹波町病院や和知診療所の中でも訪問看護ステーションを設置しております。こうしたあたりで各地域連携室らを中心にしまして、各調整をしながら担当をしていくというような話をしながら派遣をしていくような状況というふうに聞いております。

2点目の負担金の関係でございますが、負担金につきましては、現在、前年度の交付金特交のところの費用について請求はなされております。これにつきまして、今回の訪問看護ステーションにつきまして、負担金が増えるというわけではございませんので、そのあたりについては、南丹病院にも確認いたしておりますし、今後もそのような状況になると聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 特に分担金の問題なんですけれども、現時点では、今、答弁があったことだと思うんですが、さかのぼってみますと、南丹病院が国道を挟みまして新たに病棟等をつくったわけでございます。そのときにも、今と同じように経営的に何も問題はないと。負担は増えないというようなことで出発いたしました。結果としては、負担は増えてきておるわけでありまして。今回の居宅サービス事業所の設置についても、当然、必要なことだと思いますけれども、その運営にかかわって、この部分だけが別会計ということにはならないというふうに思います。そういう面から言いますと、やはり居宅サービス事業については、しっかり独自の収支がわかるようにして、それについての負担は2市1町の負担割合ではなしに、今もありましたように、地域連携ということもございました。そういう中での割合をしっかりと認めていただいて、そして、負担するところは負担するというにしなければ、同じように負担がどんどん増えていくということになりますので、その点あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 建設当時のことはちょっと私は存じませんが、今回は、いわゆるサービスの問題になります。サービスにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、従来の交付税、あるいは特交の交付税の計算の中で参照をしておるというように南丹病院さんの回答もいただいております。今後につきましても、そのあたりについて調整はなされていくのではないかと思います。

あと、サービスにつきましても、南丹病院と地元の病院、これらがきっちり調整をして運営していくのだと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今回の南丹病院の規約改正にかかわって、町長にお尋ねをしておきたいと思っておりますが、町長も2市1町の代表の1人として、当然、南丹病院の役員もされておられるわけですので、今回の居宅サービス事業の設置に伴って、京丹波町の負担割合というものについて、しっかり今も担当課長からありましたけれども、負担が増えていくということにならないようにしっかり管理者の1人として、姿勢をしっかり持つべきだという点を考えるわけですが、町長の見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 南丹病院の負担率についてはきちっと示されてまして、2市1町で事務的にも協議して、人口割が主だと思うんですけど、もちろん山田議員が心配されてるように、京丹波町から利用者が増えたとしたら、特別に負担率を増やそうとか、増やさないでおこうかというもとの協議になると思います。今は、担当課長が答弁しているように、居宅介護の事業を新たに起こすことよっての負担増はありませんとはっきり答えてくれていて、そのように承知して南丹病院の議会に私も副管理者として提案しているということで、そのように理解しておいてもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 居宅介護サービス事業所は、この南丹病院内の場所はどこにあるのかということと、透析の駐車場との関係なんですが、お聞きいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 訪問看護ステーションは、南丹病院の旧の看護学校に当たる場所です。ちょうど入りまして正面左側になりますけれども、青い建物になります。

駐車場、透析の関係については、今回の分とは特段まじっているものではございません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

議案第20号 国民健康保険南丹病院規約の一部変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散について》

○議長（野口久之君） 日程第22、議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 土地開発公社の解散にかかわってお尋ねをしておきたいと思うんですけども、経過等も書いてあるわけがございますけども、設立された当時は、列島改造という時期も重なって先行取得ということで、この土地開発公社が役割といたしますか、よい面でも悪い面でも果たしてきたという面があるわけがございますけども、今後、土地を京丹波町が購入しないといけないという場合も当然あるというふうに思うんですけども、公社がなくなるということになりますと、町が直接買うというのは当然だと思うんですけども、そういうような第三者機関的な、大きな市においては市独自で公社をつくっておるところもあるわけがございますけど、本町の考え方としては、今後、どのような土地の買収などにかかわっての考え方なのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回の土地開発公社の解散ということで、今後の土地購入等の件

につきましては、基本的にこれまでの各市町がとってきました手法というのが、財政状況も非常にいい時のことでございますので、今後、財政状況というのが厳しくなってくる中で、必要な用地等につきましては、予算化をした上での取得というところになってきてまして、より健全化を目指した形での取り組みとなってくるというふうにも思っております。

また、本町にも土地開発基金も持っておりますので、額的には少ないわけですが、そういった基金の活用というものも入ってくるというふうにも理解をしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今回の土地開発公社の解散にかかわって、これまで京丹波町が買い戻しております土地、資料も提出していただいているわけでございますけど、以前からこの土地開発公社にある場合には、利息とか、負担金とかというところを大いに議論されてきた経過もあるわけでございますが、現在は町有地として抱えておりますので、なかなかその土地そのものの利用の場合は、当然、議会に出てくるわけでございますけど、やはり買い戻した土地の、当然、土地開発公社が買っていただく場合には、目的をもって購入しているわけでございますが、その目的どおりに行かなかったということと同時に、現時点に至ってはその目的も変更しないといけないということも起こっておるかと思っておりますけども、改めて町が買い戻した土地について、何か定期的にどこかの部署がしっかり計画を持って検討していくということも必要かと思うわけですが、そういうような考え方、買い戻した土地の活用、そういうものはどういう形で今後考えておられるのか、伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） これまでから取得した用地の活用につきましては、議員さんからもいろいろとご意見等をいただいている中ではございまして、跡地活用の部分での有効活用ということで、いろいろと検討はしているところでございます。今後におきましても、保有土地の有効活用に向けましていろいろと検討をし、少しでも有効的に活用できますように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 当然そういうことだと思うんですけど、例えば、何年か置きにチェックをする場をつくって、そしてやらなければ、結局、担当課任せになっていくというのが大いに想像できますので、そういう期限を区切っては土地活用にしっかり取り組んで行くということも私は必要ではないかと思うんですけども、どこの部署が今担当しておるとのこと。そして、土地活用の取り組みについて、今後どのように考えておられるのか、なかなかそういう審議会をつくったり、検討委員会をつくるというのは難しい面もあるとは思いますが

が、しかし、一定の時期にはしっかりチェックをして、土地活用の検討をしていくということが必要ではないかと思うんですけど、その点についての考え方を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 現在、所有、保有をしております土地の活用につきましては、定期的に管理等を行っているという状況にとどまっております、一定整備をし、活用に向けて動いている土地もございますし、今後におきまして各課等でも運用が可能であるということでしたら、それに向けての取り組みも必要になってこようかというふうに思っております。

また、総体的に管理をしておりますのは、財産管理という部分でございます、総務課での管理となっておりますが、具体的な運用等におきましては、各課におきまして検討等もしていただいているというところでございます。今後、先ほども申し上げましたように、跡地活用の内部の委員会もございますので、その中で定期的なチェックとか、そういったものも含めて対応をしてもらいたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

議案第21号 南丹・京丹波地区土地開発公社の解散について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。

午後は1時15分より。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

《日程第23、議案第22号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について》

○議長（野口久之君） 日程第23、議案第22号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この計画自体に、特に異議とか異論があるわけではございませんが、参考資料についてお聞きしたいことがあるんですが、参考資料の10ページから平成28年度の概算事業計画ということで上がっておるわけでありまして、個々に全部は見られてないんですけども、例えば、1産業の振興で観光またはレクリエーションの事業で、旧和知第二小学校屋根付き多目的広場整備事業では、2億円の計画が上がってまして、全額起債で借り入れて実施するというので2億円上がっておるわけですが、実際、同時に出ている平成28年度当初予算では、合併特例債に変更になりまして、0円ということになってまして、こういうことはたびたびあるのはあると思うんですが、それとか、最終ページの16ページで見ますと、9番のその他地域の自立促進に関し必要な事項ということで、自然エネルギーを利用するための施設ですね。木質・家畜排せつ等バイオマス利活用施設整備事業で、概算事業費が1億8,600万円ですが、これも当初予算では2億9,640万円ということで、1億円ほど少なく上がってまして、過疎債の起債も1億9,940万円ということで、過疎地域自立促進特別事業で基金積立をずっと続けてきましたが、1,000万円上がってまして、ですけど平成28年度の当初予算では、利子分の積み立てしかないということで、この過疎債を借り入れて積み立てするという計画は平成28年度当初ではないということで、いろいろ個別に見ますとかなり変更があると。なぜ変更があるのかということは第一点お聞きしたいんですが、私が考えるには、事業計画を立てたときと予算立てたときは違うということだとは思いますが、しかし、ある一定の整合性といいますか、そういうものは必要ではないかなというふうに私は思うんです。同時に出てますのでね、当初予算も。どうしてもこっち見てみますわね。そしたら数字が違うということにもなりますのでね。そこまで何も縛りをかけなくてもいいという話にはなるかもしれませんが、そういうことで概算の事業費だということですが、むちゃくちゃアバウトな事業計画でありまして、参考資料をつけてもらってるんですけど、参考にもならないなということで、このところで議論するのも意味ないん違うのかなというふうに私は思ってるんですが、しかし、あえて申し上げたいことは、平成28年度ですと、総事業費は23億3,243万円ということになってまして、過疎債の架

空ですけど借り入れるのが14億8,906万円ということではありますが、これが概算の事業費を占める過疎債の充当率が63.5%ということで、過去5年間の計画と比較しましても、ちょっと高い率になってるんです。今までですと大体40%前後でした。40から50の間。それが63.5%ということで非常に高くなってまして、これがそのまま実施されるということはないと思うんですが、この計画だけで見ますと、14億8,000万円余りの交付税算入額が10億3,667万円ということで、一般財源は4億4,428万円と。これだけで見ますと、借り入れたら全部もらえるというわけでも、国から交付されるわけでもありません。4億4,000万円は一般財源として出さないといけないということではありますが、これの充当率が上がった理由としては、やはり特定財源が確保できてない事業が多いというふうには私は理解をしているんです。そういう意味で、平成28年度事業、23億3,243万円上がってるんですが、過疎債を借り入れて実施する総事業費が実際は当初予算ベースで幾らになるのかということをお聞きします。先ほど申しましたように、個々に見ますとかなり事業費に変動があると。全くしないものも上げているというようなこともありますので、その辺は当初予算の整合性との関係と今言いました総事業費が幾らになるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 52ページより以降につきましては、参考資料としてつけさせていただきますいておりますが、その中で最後のほうには平成28年度の概算事業計画として上げさせていただきます。この過疎計画の策定に関しましては、それぞれまとめ上げて、一旦京都府へ事前協議、それから本協議という過程を得なければなりません。事前協議を出して本協議に移るわけなんですけど、その過程の締め切りは12月の初旬だったわけです。そこで一旦まとめて上げさせてもらってまして、その後並行的に新年度の予算編成方針が出て、予算編成作業をし、予算査定を受けて、最終予算案としてまとまったと。そういうところの中で計画案としてまとめました後に予算編成がなされ、事業費は変わってきたということで、そういったことで差異があるということをご理解いただきたいと思います。

特に、バイオマスエネルギーの関係につきましては、実施設計中の作業の中での概算事業費として過疎計画の参考資料の事業費を上げております。設計後につきましては、3億円弱の事業費になりましたけども、そういうことで差異が生じております。

それから、平成28年度の過疎債の借り入れの分につきましては、担当の総務課長のほうからお願いしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。



○総務課長（中尾達也君） 平成28年度に予定をしております過疎債の対象の事業といえますか、借り入れの事業でございますけれども、過疎債100%充当ということでもございまして、過疎債の平成28年度の借り入れ予定が9億2,860万円ということでもございまして、単独部分もございますけれども、ほぼこの対象事業の額というのがおおむね事業費となつてこようかと思ひます。

それと、平成28年度におきましては、当初過疎計画で財源として過疎債を予定をしていた事業もございましてけれども、当初予算の編成過程におきまして、過疎債の枠的な部分とか合併特例債との兼ね合いもございまして、先ほどありましたように、もともとは過疎債を充当する予定の部分が合併特例債の充当にかわつたとか、そういった調整を行う中で変更をさせていただいたというところでもございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 平成28年度の過疎債の総事業費は、23億3,243万円から9億2,860万円ということで、2分の1以下、4割程度の事業費になつたということになつたわけでありまして、京都府の許可を得ないといけないからと言ひながら、4割程度の事業しか実施しないのがこの中で出てきているということになるわけでもございまして、それで借り入れる過疎債が9億2,860万円ということで、これに対する交付税算入率は6億5,002万円、一般財源が2億7,858万円と。こういうことになるわけでありまして、それにしましても、9億円というのは、今までの過疎対策事業計画から見ますと、かなり大きな金額になっておりますので、平成28年度は大幅に特定財源を増やすことは難しいと、この時点になってから思ひますが、平成29年度以降、この計画は平成32年度までありますので、最大限特定財源を確保した上で、事業実施されること等をもう少し先ほども申しておりますように、参考になる資料の提出を求めて質問を終わります。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 平成28年度事業につきましては、最終的に過疎対策事業債の借り入れを要せずにして実施する分もかなり増えたということで、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策として位置づけて実施するというところで、その中で過疎債が充当しなかつたということでもご理解をいただきたいと思ひます。資料につきましては、どのような資料をお求めになつてゐるか、また後ほどお聞きして検討させていただきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今回、新しく平成28年度以降の5カ年分の過疎地域の自立促進計画が出てゐると。今年、平成27年度、6カ年分の計画が終わるといふ年にある。また、節目

の年でもあるわけですが、この過疎地域自立促進計画に基づいた事業がどういうふうに通疎にならないようにつながっているのか、PDCAと最近言われてるやつですが、それに関してはどういうふうに通疎されてきたのか、そして、今後どういうふうに通疎して行くのか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 通疎につきましても、この過疎計画だけではなく、関連する、まず第一には総合計画がありまして、またあわせて前年の11月に策定しました創生戦略も5カ年計画ですが、事業を進めることとしています。それぞれ個別にばらばらでやるのではなく、目的とするところは一緒でございまして、総合計画も創生戦略も過疎計画も連動するものでありますので、その辺調整をさせてもらってPDCAチェックをかけていきたいというふうに通疎しております。5カ年計画の現行計画、本年度終了になりますけれども、それにつきましても実施済みの事業は拾っておりますが、事業費的には拾っておりませんが、事業できたもの、中止したもの、それを把握しまして、次期の計画に反映していくものでございまして、よろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、提案になっております過疎地域自立促進特別措置法に基づき平成32年までの5年間の計画ということになっておるわけですが、当然それまでの平成22年から平成27年の5年間の過疎計画というのもつくっておったわけですが、本来ならその5年間の総括をしっかりと、それに基づいて新たに計画を立てるというのは、本来あるべき姿だと思うんですけども、その辺は平成27年ということになりますと、3月31日が事業年度ということにはなるわけではございまして、総括はしっかりと。それがどうであったのかということも上に立って、本来計画を立てるべきだと思うんですけども、もちろんいろんな参考資料の事業の問題と、それから過疎計画でございまして、いろんな財政問題から基本的な事項を、産業の振興、交通、生活環境、高齢者ということで、いろいろ文章化もされておるわけですが、そのことがどうであったのかということは当然総括をされるべきだと思うし、それは出ると思うんですけども、それはどういう形で住民に報告されたり発表されるのか、あわせて伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 現在は計画5年目を迎えてございまして、新たに5カ年計画を策定するに当たり、今回お願ひしているところでございまして、今回の提案をさせていただきます。

いてる計画の中で、例えば、産業の振興でしたら現況と問題点ということで、現状はどういった取り組みをして課題を迎えている。その対策についてはこうすべきだということで、現状と問題点とその対策という本文の中で、これまでの過疎対策を踏まえて、今後どうしていくべきかということに記載させていただいておりますので、それでご理解いただきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、産業振興ということもございましたけども、大体そういう産業の振興、ほかの部分もですけども、参考資料にありますように、いろんな事業を取り組むということで、5年間の財政計画的なものも、または取り組むいろんな事業についても、現時点で考えられるもの上がっておるように思うんですけども、私、ちょっと一番気になりますのは、9ページにあります町行財政の状況というところがございます。平成32年に合併特例期間が終了するということで、いわゆる予算規模の圧縮だとか、地方債の残高の削減とか、そういうようなことをやらなければならないということも書いてあるわけがございますけども、平成22年に出された5年間の計画を見ている、同じようなことが書いてあるんです。だから、そこに平成22年の財政状況を踏まえてどうであったのかということ、予算全体の総額についても抑えないといけないというふうになっているんですけども、この間、合併以来、一番最大規模だとか、2番目だとか、3番目はどういう規模の予算規模になってきているか、その辺は過疎計画の財政状況の計画からするとどうということなのか、全くそれに基づいてされていないのではないかとということにもなるのではないかと思いますが、そういうことは一つも書いていないんですけども、その辺について伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 9ページにあります町行財政の状況というところでございますけれども、これまでの改善に向けた取り組みでありますとか、そういった細かな部分というのは記載をしていない状況でございます。成果としては、その年その年の予算なり決算なりとか、そのほか当初予算の状況でありますとか、そういう資料等におきましては、分析をした状況等もお知らせをしているところでございますけれども、過疎計画におきましては、現状から将来的な部分にわたっての記載というふうに捉まえておりますので、今後、これまでと同様ですけども、行財政改革というのが必要不可欠のものにもなっておりますので、今後におきましても同様の措置をとっていくということでの記載とさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） あと、参考資料とのかかわりもあるんですけども、5年計画や平成28年度の事業の内訳も書いてあるわけでございますけども、基本的に言えば、この計画をされておるそれぞれの事業を過疎計画の中に位置づけておるということでございますので、これを基本に事業を進めていくと、当然だと思んですけども、この中には言われておりますような庁舎の問題とか、スマートインターとか、いろんなそういうものもないようでございますけども、そういうものは新たに追加をされるということで、過疎計画の中に載せていくということになるのかどうか、大きな問題、事業としてはどういうものが想定されておるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） この計画案につきましては、今後5年間に想定されます過疎対策自立促進特別措置法に基づく過疎対策として講ずるべき施策を上げさせていただいております。この計画をお認めいただいたら、今がスタート時点でありまして、今後その計画に基づいて進めていくわけでございますが、今後、具体的に実行する段階においてまた精査をし、計画に基づいて判定をさせていただきたいというふうに思っております。

今後、想定される大きい事業ということにつきましては、過疎対策としては、この参考資料につけさせていただいている事業が現時点では想定されるものとしてご理解いただけたらよろしいかと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案されております議案第22号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、反対の立場から討論を行います。

今回の提案は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成32年までの計画を定めるものですが、本来町の総合計画に基づいて取り組みを策定するのですが、現在審議会で協議中ですので、総合振興計画が策定されれば、当然追加されることとなります。平成22年9月議会で提案された京丹波町過疎地域自立促進市町村計画では、基本となる財政状況は依然として厳しい状況ではあるが、合併による特例期間を見据えた対策が必要として平成27年の特例措置が終了するが、5年間の激変緩和措置の期間が終わる平成32年に向けて、交付税減額で歳入欠陥が想定されるので、予算規模の圧縮、地方債残高総額の削減や土地開発公社先行取得用地、債務負担の規模抑制など、総額的な対策が最優先課題と位置づけ、事業の重

点化や事務の簡素化・効率化など、行政改革の推進で健全な財政運用を確立する基盤づくりに取り組むとしておりました。

事業計画では、流通販売施設の整備事業やパーキング周辺施設整備に6億3,400万円、目的は地場産業の振興としていました。

また、森林管理道路開設に5億円の計画でした。林道の開設は、山の傾斜や山の状況にあった林道を開設して、管理費用も少なく、全国の先進事例として紹介されている南丹市日吉町森林組合の経験にも学ぶべきことや、京丹波町全体の林道計画を策定して年次的に取り組むべきことを指摘もいたしました。

また、事業計画の総額が100億円を超える概算事業見込みとなっていることから、見直しや再検討が必要な事業もあると指摘をしました。実施した事業の効果やどのように住民の暮らしを高めたかなど検証はされたのか、提案されている議案の中には総括もありません。住民に公表すべきであります。総括に基づいて次の計画を立てるべきであります。

提案されている今後5年間の計画では、参考資料ではありますが、概算事業費が108億3,551万3,000円となっています。その中でも、木質・家畜排せつ物等バイオマス利活用施設整備に6億8,600万円、認定こども園施設整備に7億8,660万円、新火葬場整備に15億8,582万5,000円、水道統合事業や耐震化などで18億3,300万円、畑川ダム周辺整備に4億2,800万円、道の駅「味夢の里」と自然公園をつなぐ道路改良に2億5,000万円、屋根付き多目的広場整備に2億円と、重立ったもののハード事業に57億6,942万5,000円となります。さらに、新庁舎建設や映画村の事業、スマートインターチェンジの施設なども見込まれていますが、100億円近い事業費になると考えられます。

平成22年から平成27年の5年間の京丹波町過疎地域自立促進市町村計画では、激変緩和措置の期間が終わる平成32年に向けて交付税減額で歳入欠陥が想定されるので、予算規模の圧縮、地方債残高総額の削減や事業の重点化や事務の簡素化・効率化など、行政改革の推進で健全な財政運営を確立する基盤づくりに取り組むとしていましたが、今回の提案内容の行財政の状況でもほぼ同じ内容で、予算規模の圧縮、地方債残高総額の削減や事業の重点化や事務の簡素化・効率化などで健全な財政運営を確立する基盤づくりに取り組むとしておりますが、100億円近い事業が実施されれば、将来に大きなツケ、負の遺産を残すことになることを指摘するものです。事業計画の中には、住民要望に応えるものがあることは当然ですが、事業の実施には、事業効果や見通し、維持管理体制などの検証はもちろん、情報の公表・公開と十分な話し合いによる住民合意を最優先にして取り組むことを指摘して、反対

討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

議案第22号 京丹波町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（野口久之君） 日程第24、議案第23号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 今回、「和」の指定管理ということで、いわゆるこれまでと同じ指定管理者ということで提案をされておるわけですが、「和」の運営状況については、報告も受けた経過もあるわけですが、縦貫道の開通によって一定の影響を受けたということもあるわけですが、現在の運営状況はどういう状況になっておるのか。

また、今後の見通しについても、どのような見通しを持っておられるのか、1点伺っておきたいと思います。

また、和知ふるさと振興センターの場合には、他の施設についても指定管理等を受けておるわけですが、一体的な管理を和知ふるさと振興センターがやっておられるわけですが、決算なんかについても報告を受けておるわけですが、全体の状況も含めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、現在の状況でございますけれども、7月に縦貫道が開通をいたしまして、その後の売り上げといたしましては、3割程度の収入の減ということになっております。その比較のもとになりますのが、まず、平成20年にわちインターまで開

通を縦貫道がしましたけれども、安国寺からわちインターまでのことですが、その前の翌年度の平成19年度をベースにしますと、やはり30%に落ち込んでいるということになっております。当初、縦貫道が開通したときの27号線の交通量が約3割ということでしたので、おおよそそれに比例して売り上げも3割程度の減少になっているということでございます。現在のところは、まだ1年を通しての形での収支が出されておられませんけれども、今現在で言いますと、3割程度ということにして、今後の見通しにつきましては、収支で言いますと売り上げにつきましては、3億5,000万円程度の売り上げをしていきたいということで聞いているところであります。

それから、受けていただいている母体がふるさと振興センターということで、受託部もございまして、一方ではそういう受託部分も振興センターとして担っていただいております。全体としての動きにつきましては、過日の一般質問でもありましたように、受託部については、まず瑞穂と丹波が合併に向けて進んでいるということですし、和知については一般財団法人ということですので、受託部については、現在のところは一緒にならないということになっているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 「和」の施設の関係にかかわってお尋ねしておきたいんですけども、和知の場合は、野菜の売り場というのが建物の軒先を活用して店舗を出してやっておるわけでございますけども、あの辺の改善とかそういうのも声があったようでございますけども、そういうようなことは今回指定管理をする中での協議とか、要望とか、そういうものがあるのかどうか、改善のそういう要望も含めて、あればお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 「和」さんそのものが縦貫開通後の収益が減っているということで、かなり危機感を持って今後取り組んで行くということで、意思を聞かせていただいているところであります。さまざまな部門でレストラン、それから朝市、物販の販売それぞれの創意工夫をしてやろうということで計画もいただいておりますけれども、現在お尋ねの野菜部門につきましては、これまでから好評でありました和知野菜というブランドをさらに高めていくための良質のいい野菜を提供するとか、例えば、とくとく朝市のようなお得な朝市も時には開催をしたりとか、そういうことをする中で、さらにはホームページなりフェイスブックを活用しながら、さらにそういうものを発信をしていくということで考えておられるところであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もう1点伺っておきたいのは、午前中でも買い物バスを走らすということがございましたが、道の駅「和」へ来た場合、商品がそこでそろうかどうかという問題も当然あると思うんですけども、現在のところ、土産とかそういうものが多いわけですが、本来のバスを走らせて、乗って、買い物に行くということになれば、そこでそれなりのものが調達できるということが必要だと思うんですけども、そういうようなことは和知の町内の商店の方との関係も当然あると思うんですけども、十分そういう協議の上で私はすべきだと思うんですけども、その辺の今の店に置いておる品物を増やしていったり、そういうようなことの方角というのは出されておるのか、今現在の状況の中でやって、必要なものは商店街も使ってもらおうというようなことなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） お尋ねの件でございますけれども、まず今の扱っている商品が食料品が中心ということになっております。お買い物に来ていただく、特に高齢者の方につきましては、一つのところで全部お買い物が済むというのが理想ではありますので、少し日常雑貨的なことも含めて販売ということも考えてこられたこともあります。ただし、議員おっしゃるように、商店街とのすり合わせということも必要になりますので、その辺は慎重に進めていかれるものというふうに思いますし、また、駅前の商店街の商店の方も全てではありませんけれども、道の駅「和」さんのほうに商品として出店をされてることもありますので、相乗効果もあるというふうに思っております。その辺も十分吟味しながら慎重に進めていかれるべきというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今答弁いただいたわけですが、環境激変期にある中で、第1期から第3期の3年間の指定管理期間だったわけですが、今回、5年間を設定した理由というのを改めてもう一度答弁お願いします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） このほど5年といたしました理由につきましては、先ほどからも申しましたように、これまでにない3割という減収になっております。それをある意味では回復させるためには、一定の期間でいろんな策を講じていかなければならないということですので、従来のような3年という短いスパンの中ですと、なかなかその効果がわかりにくいこともありますので、一定の期間、すなわち中期的な視点に立って5年間というふうに定めさせていただいたところであります。



○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第24号 町道の路線認定について》

○議長（野口久之君） 日程第25、議案第24号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 昨日、この路線について見てきたわけですけど、アスファルトやらきれいになってよい道路になっていきましたが、この路線認定にかかわってですが、例えば、排水溝が横にあるとか、そういう場合に溝ぶたをすとか、グレーチングをしたような状態でもって路線認定をするものなのか、それとも溝ぶたやらグレーチングがなくても路線認定の案件になるのかどうか、そういったところの答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 路線認定の場合に、道路の構造云々は余り関係ないというふうに、今回の場合は、既に供用済みの道路を町に移管して町道として管理をしていくという認定でございますので、ただ、今回の路線につきましては、町道として管理をしていく上で、地元の方なり町、また、管理されております京都府のほうと立ち合いをさせていただいて、今後、修繕費がかからないようにということで、舗装の打ち替えなり、排水路の整備等を行っていただいた後、引き受けたいというふうに協議をさせていただいて、修繕工事をさせて

いただいたところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

議案第24号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、議案第25号 町営土地改良事業の施行について》

○議長（野口久之君） 日程第26、議案第25号 町営土地改良事業の施行についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 提案になっております土地改良事業施行の資料もつけていただいておりますけれども、その中に事業費の負担区分の地元負担の予定の基準というのをつけてもらっております。その内容を見ますと、国庫が55%で府が25%で市町村が19%ということで、受益者が1%ということになるわけですが、8,920万円という事業費だというふうになるんですけども、非常に今の農業情勢の中で大きな負担ではなかなか踏ん切れないと思うんですけども、1%の負担というのは、規模とか、受益者とか、そういう基準と何かそういうものがあるのかどうかというのを一つ伺っておきたいというように思います。今回の場合には、受益面積は、4.3ヘクタールということになっているわけですが、そういうクリアすべき基準というものはあるのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回、実施をさせていただきます事業につきましては、国の農村地域防災減災事業を活用させていただくということで、国がガイドラインを示しております。そのガイドラインに基づきまして、今回、負担割合をしておるということでございまして、東日本大震災以降、危険ため池等の改修を国のほうも進めておるということで、国のほうがガイドラインを示しておるものに従っての地元負担ということになっています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ガイドラインに合致したものだということでありませけれども、このため池というのは、かつて京都府が一斉に老朽の危険なため池ということで調査をして、そして、京都府が認定をした危険なため池というのがあったわけですが、このため池というのはどういうため池ですか、ガイドラインには合っているということでありませけれども。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 以前実施をしていただきました府のほうの事業を活用しましたため池調査の中でも、危険なため池ということになっておりまして、今回この事業を活用させていただいて、実施をするというものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 2回ほど質問もしたことがあるんですが、余り明らかにすると該当地域が心配されるのでということなどの答弁もあったわけでありませけれども、府が認定したため池の中でここが一番危険なため池であるのかどうか、ここが該当した理由というのはお聞きしておきたいと思っております。順次やっつけられるのかどうか。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） この危険なため池の調査で該当しておるところにつきましては、広く公表はしておりませけれども、地元で順次そういったところには説明会を行っております。また、そういったところでは、平成28年度の予算にも上げさせていただいておるんですが、まずはハザードマップ等の作成等、そういったことから実施をしていきたいというように考えておるところでございます。

また、地元の負担もいただかなくてはならないということもございまして、地元との協議をもとに事業のほうは進めてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私も今お尋ねした上に立って、町内の危険ため池というのは何カ所あるというようにつかんでおられるのかというのが1点。

それから、国がガイドラインを示しておるということでございましたが、いわゆる受益面積、今回の稲荷池の関係は4.3ヘクタールということになっておるわけでございますけれども、今の農業情勢からすると、なかなか耕作放棄地が出てきたり、荒廃地が出てきたりしておるところもあるわけでございますけれども、しかし、水というのは一番そういう稲作、また農業にとって基本となるべきものでございますから、必要な場合にはそういう対応をしないといけないと思うんですけれども、基準というのは、田と畑と書いてありまして、田が4.3ヘクタールなんですけれども、例えば、国が示すガイドラインでは、1ヘクタール以上というものが対象となるのか、そういう面積というのは設定はされていないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、危険ため池でございますけれども、ただいま詳細な資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字はちょっと控えさせていただきたいというように思います。国の示す一定の規模に合うものでございますので、下限面積等もあるわけではございますけれども、ガイドラインに示しておるというのは負担割合を国のほうが受益者負担を少なくして、いち早く危険ため池の改修をしてくださいよということで、国のほうが負担割合のガイドラインを設定しておるというようなことになっております。

事業ですけれども、最低の部分については、また後ほど回答をさせていただきたいというように思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 後ほどということでございますので、町内の危険ため池は何カ所あるのかということや、今の下限面積の関係と、基準となるものを議会にも示していただきたいという点を要求しておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

議案第25号 町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算～日程第42、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長(野口久之君) 日程第27、議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算から、日程第42、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

原田委員長。

○8番(原田寿賀美君) それでは、去る3月14日及び15日に開催をいたしました予算特別委員会の審査結果につきまして報告をいたします。

なお、この委員会には、議員の皆さん、委員としてお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましては、ご承知をいただいておりますので省略をさせていただきます。

審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、事件の番号、件名、審査結果の順に報告をさせていただきます。

議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第27号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計予算、原案可決。

- 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。

なお、お手元には、議長宛て送付いたしました委員会審査報告書を配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（野口久之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

議案第 2 6 号 平成 2 8 年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

- 2番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第 2 6 号 平成 2 8 年度京丹波町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

来年 4 月には、10%への消費税増税が強行されようとしております。軽減税率とのごまかしで、国民に 4 兆 4,000 億円の負担増を押しつけるもので、絶対に認められるものではありません。消費税増税について、町長は容認の立場をとっておられますが、町民の暮らしと中小業者の営業を守るためにも、町長として中止を強く求めるものであります。

次に、TPP 交渉の大筋合意がなされました。成立すると、米 30 キロ 3,000 円とも言われております。乳製品・牛肉など、あらゆる品目の関税が大幅削減、撤廃を始め、医療、官公需発注、雇用など、農業と地域経済、生活にも大打撃となることが予想されます。府と協力をして影響調査を行うべきであります。

また、地方再生への地方版総合戦略では、既存の施策の置きかえもあり、本来の一般財源

を暮らし支援に回せることが可能であります。

さらに、子育て支援、安心につながる社会保障も含めた新三本の矢の取り組みとして、平成27年度補正予算における地方創生加速化交付金8,000万円を使った補正予算も組まれました。しかしながら、もっと住民目線で暮らしへの支援、営業のための以下に述べる予算を組むべきだと考えます。

京丹波町の人口ビジョンとして、2040年に1万人としています。これを実現するために、重要だと思う取り組みについて聞いているアンケートがありました。

子育て世代へのサービス、支援の充実、経済的支援、情報発信、環境整備、こういうのが2番目に上がっております。優先課題として、義務教育は無償の立場から小中学校の通学バス代及び給食代、教材費の無料化こそ行うべきであります。

国保税の滞納については、京都地方税機構へ機械的に送らないこと。生活困難者に対し親身に相談に乗り、制度の紹介などを行い、総合的に支援を図る相談窓口を設けること。商工業については、まだまだ厳しい経済情勢の中で、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自の施策として支援を引き続き行っていくと所信表明でも述べておられますけれども、従来どおりの内容であります。現状を把握し、具体的な施策につなげるために、職員による実態調査を行うべきであります。

また、中小商工業振興基本条例をつくるべきです。

また、丹波地域開発株式会社への公金投入については、住民訴訟が行われております。公金投入の責任は重大であります。会社が支払っている借地料に丹波地域開発株式会社が支払っている借地料については、町有地民間部分の区別なく、時価評価による見直しを図ることが求められており、大株主としてチェックが必要であります。

また、第三セクター等の健全化の指針に基づき、指導と経営方針を明らかにして、将来の見通しなど町民に説明をすべきであります。

次に、行政改革の名のもとに合併時から職員を減らしたことから、本町の職員については、583人のうち正規職員281人、嘱託職員が67人、臨時職員が235人となっております。フルタイムで働きクラス担任を持っている保育士さん、看護師、バス従事職員さんの正規化と時給の引き上げ、均等待遇など、非正規労働者の労働条件の改善を図るべきであります。

また、マイナンバー制度が今年1月1日から本格導入をされました。年金流出問題などから国民の不安が増大しているにもかかわらず、法律施行前から健診情報や銀行口座にも紐付けが可能となる法改正を強行し、運用拡大を図ろうとしています。

しかし、情報の大量流出は後を絶たず、運用拡大は大問題と言わざるを得ません。国の施策を受けて行政が対応しているわけでありますけれども、日本共産党は個人のプライバシーが丸裸にされ、国の管理に道を開くもので中止撤回しかないと考えております。運用は最低限にとどめるべきで、政府は番号カードの発行を進めるため、国民健康保険証とすることが運用拡大の大きな焦点となっています。絶対に実施をすべきではありません。

以上、現在の経済情勢、社会情勢にふさわしく、暮らし、福祉に重点を置いた予算にするべきことを指摘をして反対討論とします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成27年度は、京都縦貫自動車道の全線開通、道の駅「京丹波 味夢の里」の竣工、合併記念式典を初めとする各種行事に多くの町民の皆様が参加され、全町を挙げて盛り上がりを見せた年でありました。それと同時に、通過交通の増加により町内の道の駅では、利用者が大幅に減少する施設もあり、早急な対応策を講じる必要性も出てきております。このような状況の中で、平成28年度は、合併後10年を迎えた京丹波町が、次の10年を見据えて町の方向性を固める重要な年度であると強く認識した上で2期目の寺尾町政におかれましては、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを強力に推進するため、職員の皆様とともに懸命に取り組んでいただいている姿勢がしっかりと伝わってまいります。

さて、平成28年度の一般会計予算は、総額115億2,070万円と過去4番目に高い予算額となっており、積極的な予算編成であると認識しております。これまで数々の合併の恩恵を受けてきた京丹波町ですが、その特例は今後5年間で全て消滅し、厳しい現実に直面することを推測いたします。そのような現状の中にあつて寺尾町長は、地域住民の声をしっかりと受け止め、応えていただけることはこの上ない喜びであり、地域ではさらによきまちづくりに積極的に参加しようとする雰囲気が醸し出され、そこに相乗効果があらわれるものと確信いたします。社会保障費の増加が見込まれる厳しい財政事情ではありますが、住民サービスの低下を極力抑制し、限られた財源を重点的に配分されるなど、その行政手腕を高く評価いたします。平成28年度も「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりの基本理念のもと、数多くの施策が展開されており、特に本町の森林資源を初めとした地域資源の活用による地域循環型のまちづくりでは、木質バイオマスを活用した熱供給システムの構築に向けて、大規模な事業が計画されております。この事業は、これからの京丹波町のまちづくりの先駆



的な事業であり、木質バイオマスエネルギー活用推進委員会で当初から携わってきた一人として、大きな期待を寄せております。

また、もう一つ、和知地区におきましては、地域住民の交流の場所、防災の拠点として長らく要望が上がっておりました、旧和知第二小学校跡地利用として、屋根付き多目的施設の整備が実現しようとしております。地域住民によりグラウンドの芝生化が手づくりで組み込まれるなど、ご協力いただいております皆様の地道で息の長い活動に心からの敬意を申し上げながら、住民の皆様が地域を思いやる大きな力を感じております。この施設の利用による住民の交流は、周辺の地域を越え、和知地域、さらには京丹波町全域で広がることを願ってやみません。

このほか、高齢者支援、子育て支援など、住民の安心を担保するさまざまな取り組みが予算化されており、子育て医療費の助成事業や健康増進事業、見守りネットワークの構築では、地域ぐるみで手を携えて取り組もうとするものです。

また、地域の防災体制強化におきましても、昨年度に整備いただきましたデジタル移動系の防災行政無線の運用が始まります。台風、大雨などの住民の生活に危険を及ぼす災害を未然に防止し、また、迅速な復旧対応などを行う上で、無線による災害現場との連絡が全町域で可能となることは、最前線で活動する消防団員にとりましても大変有効なシステムとなり、本整備の運用開始により、本町の防災機能は格段に向上いたします。

議員である私たちも行政とともに知恵を絞り、これからのあるべき京丹波町の姿を思い、何が必要か、何ができるかを考え、実践し、微力ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、平成28年度当初予算の主な内容は、京丹波町にとり、また地域住民にとりまして不可欠であり、有効なものである根拠を自分なりに述べてまいりましたが、冒頭にも申しましたとおり、今後の財政状況は、ますます厳しくなることは確実です。全ての町民の皆様と行政が目的意識をしっかりと共有しながら、財政健全化に向けて取り組んでいただけますことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案をされております議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成28年度京丹波町一般会計予算は、過去最高だった平成26年度予算に次ぐ規模で、総額115億2,070万円で過去4番目の予算規模が提案されました。寺尾町政2期目の

3年目の予算として、京丹波町の安定的な発展に向けた未来への責任を果たすため、地固めの年度と位置づけたとして提案をされました。平成25年度は未来への投資、平成26年度は未来への希望、平成27年度は未来に引き継いでいく、平成28年度の本年は地固めの年として、一つには京都府立丹波自然運動公園のトレーニングセンターを本町のシンボリックな施設とし、スポーツ観光による交流拠点と位置づけ、交流人口の増加による地域振興を推進していきたいとしています。これは昨年度から道の駅「味夢の里」と府立自然運動公園を中心に、京丹波町の拠点として進めるために、町道曾根宮ノ浦戸麦線の拡幅改良工事を進めています。地元合意も不十分のままに強引に進めるのは、スマートインターチェンジ設置への布石にほかなりません。18億2,500万円を投入した大型公共施設、道の駅「味夢の里」は、地域振興拠点施設として情報発信と町内への誘導の役割を担うことが目的でしたが、オープンして8カ月ですが成果は見えてきていません。税金投入の大義名分だったのかの声も聞くようになりました。均衡ある京丹波町のまちづくりとは大きくかけ離れています。必要なのは町民が主人公となるまちづくりです。大型公共事業の推進は、どんな理由をつけようとも、町民の願いとは大きくかけ離れています。周辺部でも安心して暮らせる、そんな京丹波町を町民は強く望んでいるのです。

平成28年度当初予算に、和知地域での旧和知第二小学校跡地を利用した屋根付き多目的交流施設整備に、2億443万円の予算が計上されています。区長会やグラウンドゴルフやゲートボールの団体からの要望に応えるものとの説明もありましたが、住民の要望をしっかりと受け止めることは、町営運営の基本と考えますが、行政はもっと将来の利用見通しや維持管理方法、施設の規模など、十分な検討と関係者との協議、話し合いの中で方向を生み出すべきです。利用の見通しでも二転三転するなど、建設ありきでは将来に大きな禍根を残すこととなります。

また、地域資源活用推進事業として、木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システムの整備事業に、2億9,540万円の予算もモデル事業としていますが、運用の費用や事業の収支は明らかにされないままの事業実施は無責任きわまりないと考えます。間伐材は切り捨て間伐から搬出間伐になりましたが、助成金なしでは採算がありません。まして中山間地域で林道整備も不十分な本町で、もっと綿密な見通しが必要と考えます。

また、本事業の受け入れ先である長老苑は、築23年を経過しており、熱供給のために床の全面改修が予定されておりますが、何年か先では大規模な改修工事、または改築が必要になると考えますが、将来の見通しはどう考えているのかなどの指摘もあります。さらに、京丹波町で、今後木質バイオマスエネルギーによる地域熱供給システムの整備事業が継続して

いける見通しはあるのか、中山間地域である本町で本当にさらに広げられるのか、見通しのつかない事業をモデル事業として3億円の税金投入はすべきではありません。モデル事業であれば、当然、この事業が全町民に受け入れられるものを行政として取り組むべきことを指摘するものです。

また、水資源開発対策として、新たに他の関連対策事業として、周辺整備事業の測量設計委託料として600万円が予算化されています。周辺整備事業は、過疎地域自立促進特別事業計画では、約4億3,000万円の費用が見込まれています。利用見込みはどれぐらいあるのか、維持管理経費はどうかなど、考えても大きな負担になることは明らかです。計画内容を見直すことを指摘するものです。

丹波地域開発株式会社に対して、昨年、土地買い取りと経営支援を目的に、総額6億700万円の町民の血税を投入しました。町内でコツコツと努力をしながら経営をする中小零細業者や、多くの町民は公金投入はおかしいとしてやむにやまれない気持ちで、89名の勇気ある町民が違法公金支出返還訴訟を起こしました。裁判で公平な判断がされると考えますが、こうした動きは町民の町政への不信の大きさを示すものです。大きな権限と権力を持つ為政者は、その権限と権力を誰のために使うのかが問われているのです。

平成28年度の予算に商工振興費として、買い物弱者対策費として、515万円が予算化されています。買い物ワゴン車の購入、運転手の人件費、燃料代、丹波地域開発株式会社に委託との説明もありました。対象は、丹波瑞穂地域で取り組まれている高齢者のサロンの人々を対象にして、モデル事業として3年間は実施したいというのですが、行政が行う買い物弱者対策であれば、対象を限定すべきではありません。また、福祉事業として取り組むべきです。これは道の駅「丹波マーケス」のテナント業者への支援、てこ入れにほかなりません。

あわせて、和知地域での道の駅「和」までの路線新設にかかわって、大きな影響を受ける商店街の合意も説明もしていない点、公平公正な行政運営と住民目線から大きく逸脱していることを指摘するものです。本来なら、道の駅「丹波マーケス」のテナントの皆さんがお客様対策として取り組むことに対して、行政が支援をするのが行政としての支援のあり方であると考えます。こんなやり方を続ければ、どんなことでも町民の税金を投入して何でもやりたい放題になります。行政としての基本に立ち返るべきです。強く指摘するものです。

さらに指摘しておきたいのは、政治姿勢です。一つには、消費税が導入されたときから、福祉のためと言われてきましたが、福祉施策はどんどん後退しています。介護保険制度を一つ見ても、要支援1・2を介護保険制度から切り離す、介護度3以上でなければ施設へ入所

できない。あとは地域で、家族で、自助自立に向けて制度が大幅に後退しています。介護保険は、家族の負担が大きいためにできた制度です。それがどんどん地域や家族にのしかかろうとしてきているのです。これで福祉のためと言えるでしょうか。その上、年金も物価スライドと言ってどんどん引き下げられてきているのです。年金安心100年はどうなったのでしょうか。町民から厳しい指摘もあります。国民への減税や景気対策は、消費税の引き上げ取得が最も効果がある対策です。平成29年4月には、さらに消費税10%が予定されています。町長は町民の代表としてきっぱり消費税増税引き上げに反対をすべきです。

二つ目に、昨年、閣議決定による集団的自衛権行使に続いて、戦争法が強行されました。3月29日に法が施行されます。人を殺したり殺されたりする現実が迫ってきているのです。戦争を体験した一人の人間として、町民の代表者として、きっぱり戦争反対の態度を表明すべきです。

三つ目に、原発の再稼働の問題です。高浜原発が再稼働してすぐにトラブルが起きて停止をしました。また、大津地裁では、稼働している原発に停止の処分がされました。京丹波町も30キロ圏内に3,000人余りの町民が、50キロ圏内には全町が入ります。避難計画も避難のためのバスは何台準備できるのか、福祉施策の避難先や避難方法、道路の確保など、上げれば切りがありません。ヨウ素剤の配布も希望者には当然行うべきです。これで実効性が伴っていると言えるでしょうか。京丹波町は山林が85%を占める中山間地域です。福島を見ても明らかのように、政府は山林の除染は対象としていません。山林の除染は不可能に近いと言われています。町長には、1万5,000人の町民の命と暮らし、営業を守る責任があります。再稼働にきっぱりと反対を表明すべきです。

四つ目は、財政問題です。平成32年末には、京丹波町の新庁舎建設を行うことを明らかにされました。また、認定こども園建設も明らかにされています。さらに畑川ダム湖畔の周辺整備、映画村、バイオマス利活用、さらにスマートインターチェンジなど、ハード事業がめじろ押しであることを予算委員会でも指摘しました。

過疎債や合併特例債は、交付税で算入される有利な起債と言われますが、借金であり返済が免除されることはありません。既存の施設の修理、改修も年々多額になってきています。5年後には合併特例期間が終わり、交付税の大幅な減少が決まっています。8億円の減少と言われています。町長は、10年、20年の将来を見通すことが必要と言われます。施政方針では、本年は地固めの年度とされています。ハード事業を思い切って見直し、ソフト事業中心の行財政運営を行わなければ、近い将来、町民に大きな負担と苦痛を押しつけることとなります。当初予算の中には、住民要望に基づいたものもあります。しかし、箱物などのハ

ード事業中心の町政運営と政治姿勢を厳しく指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君） それでは、議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算に私は賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

町長施政方針では、平成28年度は、京丹波町の安定的な発展に向けた未来への責任を果たすための地固めの年度であると位置づけられております。そのような中で、いよいよ本年は、寺尾町政2期目の折り返しの年度であります。本年は、これまでのまちづくりの取り組みと成果を検証し、今後のまちづくりの方向性を展望し、将来に向けた一層の飛躍が期待される1年としなければなりません。

さて、平成28年度予算は、町長を先頭に職員を初め、関係者のご努力により、町長の公約であります「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを町政の基本に、それぞれの施策が有効かつ重点的に盛り込まれており、本町のまちづくりに明るい未来を伺うことのできる予算編成と受け止めました。

具体的な施策では、町政の基本であります町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりに向けて、京丹波町病院を核とした地域医療の充実、健康で心豊かな生活を保守するための各種健診事業のさらなる充実、また、昨年9月から実施の高校生までの医療費助成事業の拡大など、引き続き住民の命と健康を守るための施策が盛り込まれております。

次に、総務費関係では、懸案の新庁舎の建設については、現施設の老朽化が著しいことから、一刻も早い防災拠点としての新庁舎の建設が待ち望まれている状況から、本年総務課内に新庁舎建設室を設置し、基本計画の策定を進めるための予算計上や和知地域の皆さんからの要望の旧和知第二小学校跡地の屋根付き多目的交流施設整備など、積極的な施策が盛り込まれております。

次に、農林業関係では、有害獣対策を最重要課題と位置づけ、被害防止のための狩猟免許取得支援や金網フェンスの設置事業の推進など、毎年被害防止に向けた多額の予算が計上されておりますが、被害は年々増加の一途であります。そこで、あえて申し上げるならば、先の一般質問でも言いましたように、町の最重要課題としての位置づけのもと、住民の生産意欲の向上と負担軽減を図る観点からも、有害鳥獣被害防止施設の設置補助率の引き上げ等の支援策については、再度検討の上、住民の切実な願いに応えられるよう、強く要望するものであります。

また、地域の中核的な担い手となる営農組織や新規就農者、認定農業者への機械導入や施

設整備への支援、主要特産物であります黒大豆、小豆を初め、京野菜「京かんざし」への生産振興や、本町の特産物である丹波くりの生産拡大に対する取り組みの推進、また、懸案でありました鳥インフルエンザ発生農場建屋の解体撤去工事予算も計上され、今後、自然環境を生かした映画ロケ地としての跡地活用に期待をするものであります。

林業振興策では、森林の持つ多面的機能を良好に維持していくため、森林整備への支援を図る一方、本町の豊かな森林資源を最大限に活用した経営基盤の強化と資源の有効活用を図るための施策が盛り込まれております。とりわけ本年度のモデル事業として、木質バイオマスの活用による地域熱供給システムによる公共施設への熱供給に向けての整備など、その他公共施設の木質化や薪ストーブの導入など、町内産材の利用促進のための予算計上がされるなど、積極的な施策が講じられております。

また、子育て支援策では、昨年策定の子ども・子育て支援計画に基づき、子どもの健やかな成長を支援する施策が盛り込まれております。中でも、昨年度から実施の町独自の第3子以降の保育所利用料の無料化の継続実施、また、子ども・子育て審議会から答申のありました幼保認定こども園の整備を進めるために、教育委員会内に建設推進室を設置するなど、教育・保育の環境づくりの具体的検討が進められようとしております。

また、教育費では、小学校普通教室等の空調設備工事の実施など、全ての小中学校で児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができる教育環境の一層の充実が図られるものであります。

その他、町内商工業の振興を初め、道路網の整備など、町民生活に密着した施策が随所に盛り込まれております。

なお、昨年11月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、京丹波町人口ビジョン、京丹波町創生戦略が策定をされました。今後、人口減少や地方交付税の削減など、きわめて厳しい行財政運営が想定されますが、次期京丹波町総合計画にどう反映させ、効果的な事業の執行へとつなげていくかが課題であります。町民の皆さんとの協働により、次世代がこの町を誇れるようなまちづくりに向けて取り組んでいただくことを期待するものであります。

一方、財政面では、引き続き経常経費の削減と地方債残高の縮小に向け、有利な地方債の活用など、公債費の抑制に努めるとともに、税負担の公平性を保ちながら自主財源の確保に向け、一層の努力を願うものであります。

なお、臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源であり、依存財源比率の高い当町にとっては、財政需要を賄うにはやむを得ない資金調達手段であることに鑑み、今後も国の地方財政計画の動向を注視しつつ、起債には賢明な判断を望むものであります。

このように、本予算は、財政の健全化と町民ニーズの両立という自治体経営の永遠の課題に挑戦し、その実現をもって1万5,000人町民の負託に応えようとする寺尾町政そのものをあらわすものであり、多くの町民の評価を得られるものであると確信するものであります。合併10年を経過した今日、京丹波町のさらなる発展に向け、町民の皆さんが安心・安全で住んでよかったと実感できるまちづくりのため、町長を先頭に一丸となって予算執行に当たられるよう要望をするものであります。

なお、最後に一言申し上げるならば、先ほど来より、東議員、山田議員の共産党の皆さんから、いつものことながら消費税やTPP、原発問題等、国の外交防衛、はたまた経済エネルギー政策等に対する町長の政治姿勢から、本町予算に反対するとの討論がありましたが、本来、外交防衛、経済エネルギー政策など、国家最高の政治的判断は、国権の専決事項でありまして、これらを意図的に町議会に持ち込むなどは許されることはできません。

また、本年度予算約100億円のうち一部分のみをとって、自分たちの考え方と相入れないとして反対との態度を表明されておりますが、京丹波町民の安心・安全・幸せを実現するための町民生活に密着した、平成28年度予算に対する反対のための反対であると言わざるを得ません。こうしたことを考え方から脱却され、現実路線に目を向けられるよう、さもなくばこれ以上の町民の皆さんの共感は得られないであろうことを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

議案第26号から議案第41号の表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 平成28年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第27号 平成28年度国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

平成28年度の国保税は据え置きとなりましたが、安倍内閣のこの3年間、消費税8%への増税や年金給付の引き下げ、労働者の実質賃金もマイナス5%と、私たちの暮らしは悪化し続けているのが現状であります。

また、国保は、他の公的医療保険と比べ、高齢者や低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えており、結果、高過ぎる保険税に、そして財政悪化につながっております。そうした状況のもと、平成27年度から政府は、公費投入による保険者支援制度を拡充し、約1,700億円の財源投入を行いました。本町へは2,297万円、被保険者一人当たり5,000円の財政効果が見込まれます。2017年度、平成29年度からは、3,400億円を毎年投入するとしています。この新たな財源は、低所得者対策のためのものであり、国保税の引き下げに使うべきであります。国保税は人数に応じて計算する均等割と一世帯に係る世帯割、加入者全員の所得に応じた計算される所得割、固定資産税に係る資産割の四つの区分から成り立っています。ですから、一世帯に加入者が多ければ均等割は高くなります。所得割の課税の基準となる課税所得金額も給与や年金から基礎控除額のみを減じることから、世帯に子どもが多くいても基礎控除の対象にはなりません。したがって、多子世帯は国保税が高くなります。新たな国の動向による財源は、子どものいる世帯に少子化対策、子育て対策として、また低所得で納付困難な世帯に対する保険税の条例減免を拡充するなど、国保税の引き下げに使うべきであります。

現在、全国の自治体が高過ぎる国保税に対する独自支援を講じています。それでも高過ぎる国保税が国保世帯を苦しめているのが実態です。広域化に際して、国が3,400億円繰り入れたとしても、自治体が独自の支援策を廃止すれば、高過ぎる国保税に対する負担は軽減されません。都道府県化については、日本共産党は反対の立場ですが、府が実施主体になるのであり、保険税引き下げのために府も独自の支援を行うように、府に強く求めるべきであります。さて、所得200万円以下の低所得者が約92%を占める本町の国保加入者の負担は大変重いものがあります。加入者の実態は、現在の保険税を決めた平成21年度よりも、経済情勢から見ても厳しくなっております。新たな国の財政支援2,297万円は、本来の趣旨である保険税の引き下げに使うべきであることを指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。



松村君。

○15番（松村篤郎君） ただいま上程されています議案第27号 平成28年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成28年度の本町の国民健康保険事業特別会計の予算総額は23億2,060万円であり、前年度予算より6,160万円増加となっております。平成27年度の当初予算での2億7,000万円余りの増額と比較しますと、厳しい財政の状況であることは明らかであります。市町村国保の被保険者は、無職の方や高齢者が多く、国保税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にあり、小規模市町村では財政は危機的な状況にあります。国保財政が不安定になりやすく、医療費分析や医療報酬明細書点検等を十分に行うことが困難となっております。

さらに、医療は市町村域を越えて提供されている実態がありながら、国保の保険料は市町村間で格差が大きくなり、同じ所得で同じ世帯構成であっても、住んでいる市町村で保険料が異なり、さらに進展する高齢化などにより、国保の運営は一層厳しさを増していくと思われます。

京都府の方針では、市町村国保の都道府県単位での一元化に向け、市町村国保の事業運営の広域化により、事業効果の向上、事業の効率化を図るとともに、財政運営の広域化により、財政の安定化、公平性の確保等を図るものとされています。これは、平成30年度を目指したものでありますので、あと少しの期間、本町の堅実な国保運営が実行されますことを期待しております。医療費が増加すれば、基本的には、それを賄う保険料も増加すると考えるのが一般的な理屈であります。しかしながら本町では、平成28年度においても、国保税率の7年連続の据え置きとなっていることは、国民の国保税への負担を考慮しての判断であり、評価に値するものであります。

基金積立残高は、平成27年度末見込みは1億円余り、平成28年度末見込みは4,000万円余りとなり、今後は基金に頼るわけにはいかない状況にあります。保険税収納率94.5%の目標を少しでもアップする努力と京都地方税機構と綿密な連携のもと、滞納者へ対策への今までの努力をねぎらうとともに、さらなる進展を期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 27 号 平成 28 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。

3 時 10 分まで。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 10 分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けさせていただきたいと思います。

次に、議案第 28 号 平成 28 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1 番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第 28 号 平成 28 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

平成 20 年 4 月から導入をされたこの制度は、2 年ごとに見直しがされ、今年度で 5 回目の保険料の見直しとなります。この間、本町においては、特別の経過措置がとられ、府内の一人当たり平均老人保険給付費に対し 20% 以上低い保険率が設定されていましたが、この経過措置も平成 25 年度に終わり、本町での平成 26 年度、平成 27 年度の平均保険料は 0.7% 増の引き上げで、4 万 1, 631 円となりました。

また、平成 28 年度、平成 29 年度は、保険料の見直しの時期となり、年間 4 万 1, 238 円の試算が出されたところであります。

また、平成 29 年度から、段階的に現在の低所得者への保険料の特例軽減措置を廃止するとしており、ますます大幅な負担増となります。何のための後期高齢者医療制度がつけられたのか、負担ばかりが重くなり、年金暮らしの高齢者の生活を圧迫するものであり、安心して医療を受けることができません。安心して老後の生活を送る見通しが立たないのが現状であります。平成 25 年度をもって廃止となった均一保険料の特別経過措置の継続と、平成 29 年度から実施しようとする特例軽減の廃止の中止を国や府に求めるとともに、不安を抱くような医療制度の廃止を強く求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○14番（鈴木利明君） 議案第28号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論を行います。

この予算は、歳入歳出それぞれ2億1,777万9,000円が計上されておりますが、保険料は京都府後期高齢者医療広域連合会の算定に基づき、徴収し、同連合会に納付する収支となっております。

本年度は、広域連合からの助成金も削減され、人間ドックの個人負担が1割から2割に変更されるものの助成は継続され、一般会計からの繰り入れなどにより高齢者の保健予防に対応する予算となっております。すなわち、本町は、高い健康診断率を誇ります一方、限られた財源の中で高齢者の保健予防の対応がしっかりととなっております。

ご案内のとおり、後期高齢者医療制度は、国民の医療費が毎年大幅な増加を見る中で、一定の抑制を図るべく、75歳以上の高齢者を対象として、独立査定医療給付を集中する制度として、平成20年にスタートいたしました。今や医療費問題は自治体ではなく、国上げて、すなわち国民上げての大きな課題であります。この医療費問題は、広く国民みんなで結論を求めべく努力すべきだ。このことを指摘し、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号 平成28年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第29号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

平成12年4月に介護保険制度が導入されてから今年には16年目となります。この間、改悪に改悪と法改正がされ、当初から懸念されておりました保険あって介護なしといった内容になってきております。導入当初は、老後は家族への負担も軽減されるとして、保険料を納めることとしていましたが、平成26年度の6月に可決をされました医療介護総合法により、介護保険法が改定をされ、昨年の平成27年度から要支援1・2の方を保険給付から外し、市町村が主体となって行う地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、つまり新総合事業に移行させることとしました。国は、介護給付費の削減が狙いであります。これではますます当初の目的とかけ離れた制度となってきているのではないのでしょうか。平成29年度には全ての自治体でスタートするとしています。本町は、慢性的な介護人材不足の回避と地域支援事業費の上限額が有利になるとして、当初予定よりも早め、平成27年度中の3月28日をもって、新総合事業に移行するとして提案がされておりますが、モデル事業として実施してきた埼玉県和光市では、これまでのサービスを受けてきた4割の要支援1・2の方が保険給付から外され、市が行う地域支援事業に移行となったと報告がされております。

また、隣の綾部市においても、要支援認定の申請を窓口で抑制する水際作戦を行い、これまで利用してきたサービスは1年で打ち切るなど、新総合事業を先行してきた自治体では、問題が浮き彫りとなってきております。

このように、さまざまな問題が浮上する中で、誰もが安心して介護が受けられる制度にするためにも、実態の把握と同時に、介護を受ける立場に立った事業にしていく必要があることを指摘し、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） 私は、議案第29号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

日本人の三大死因の一つである脳血管疾患の場合、数十年前までは発症すると長く延命することが難しかったのです。現在では、治療による延命が可能になり、介護期間が長期化するようになった。一方で、核家族は進み、介護を担う家庭内の人そのものが限定的になりつつあります。ご承知のとおり、増加する介護のニーズに対応するため、2000年4月に介護保険制度は創設されました。介護保険制度が始まって、利用者及び給付費は増え続けています。これまで介護保険制度は、6年ごとの法改正、3年ごとの報酬、運営基準などの改正がされてきました。今回、介護保険法が3年余りで再び改正された。介護だけではなく、医療を含めた大改正が進められたのであります。介護保険制度は、高齢期の暮らしを支える社

会保険制度の中核を担うもので、少子高齢化の進んだ今の日本には、必要不可欠な制度となっています。高齢者は、介護が必要な状態になっても、自分が住みなれた地域で生活を続けたいと希望をしています。つまり今後も、できるだけ自宅で介護ができるような体制を整えていく必要があります。

また、介護保険制度を破綻させることなく、持続可能な制度とするため、保険給付の内容に関して必要性、優越性を考え、限られた財源の中で効率的にサービスを提供する必要があります。

特別養護老人ホームに新たに入所できるのは、要介護3以上の人となりました。症状が軽い人の新規入所は、原則認められなくなりましたが、既に入所済みの軽度者、大きな影響が出ないように一定の配慮がされておりますし、また、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外で生活が著しく困難であると認める場合には、特例的に入所を認めることになっています。軽度の入所者を制限して、重度の待機者が入れるようにするという改正の趣旨でもあるように思います。今回の介護保険事業特別会計予算を見ますと、介護保険の改正により、支援1・2の介護予防訪問介護、予防通所介護やデイサービス、認知症予防事業、住民グループ支援、地域ボランティア支援など、地域支援事業にそれぞれの事業が予算化されています。

また、ほかにもきめ細かな事業が予算計上されていることを評価し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号 平成28年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第30号 平成28年度京丹波町

水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成28年度京丹波町水道事業特別会計予算は、18億3,120万円で、前年度比13%増の予算となっています。本町の水道事業は、丹波瑞穂地域は上水道事業、和知地域は簡易水道事業として、本年度を最終年度として統合事業に取り組んでいます。

上水道事業の中心は、開発団地での人口増加などで1,537トン、町内の11の事業所と工業団地からの新規増量要望が4,989トン、生活用水量や事業所用水量で7,532トンとして、丹波と瑞穂地域だけで1万4,058トンの水利用があるとして取り組んできました。既存の水源と水原・下山での新規水源確保で7,769トンの水確保ができてきました。平成30年には、丹波と瑞穂の地域だけの人口が1万4,260人になり、5,000トンの水が不足するとして、畑川ダムが強行されてきました。人口増と水需要量の根拠は完全に破綻をしているのです。京丹波町全体で人口を見ても、合併時の1万7,939人、平成17年11月1日現在が平成28年3月1日現在で1万5,173人で、10年で2,766人も減少をしております。これは京丹波町全体であります。

さらに、下山の工業団地に1,000トンの水が必要とされましたが、団地の中心部は太陽光の団地が変わっています。既存の事業所からの増量は企業のことであり増える見通しも立ちません。人口でも企業の水需要でも全く絵に描いた餅になったと言えます。畑川ダムからの水確保の計画は右肩上がりの時代に計画したもので、行政の一度決めたものは後戻りできない、やめられない公共事業の事例であります。そこには町政の主人公は住民との基本が忘れられています。畑川ダム建設当初の平成25年度に丹波と瑞穂の地域で、2万2,500人の人口予想から何度も見直され、畑川ダム建設直前の平成25年度の再評価では、丹波と瑞穂の地域で人口目標1万3,570人と大きく減少をさせました。何と当初の人口増加目標から8,930人も減らした人口目標にしているのであります。5,000人人口が増えるからダムが必要との根拠は全く成り立たなくなったわけであります。畑川ダム建設の目的も、台風などの大雨で被害が出ないようにダムで洪水調整が必要であると、洪水調整が前面に出されております。畑川ダム工事とあわせて統合整備事業は取り組まれ、多額の予算を投入してきましたが、計画された水需要の見通しは全く立っていません。この計画の責任は誰がとるのか。誰もとれません。結局、水需要の見込みのない多額の投資は、水道料金の引き上げにつながり住民負担となります。将来見通しを持った計画に見直すべきです。もちろん丹波高原は、長年水不足に悩まされてきました。そのために山水や伏流水などの確保とあわせて瑞穂地域では、水原と下山に新規水源を確保し、9,100トンとしました。

また、現在使用している施設の改修や補修などの維持管理が十分にできていないため、老

朽化した施設や水源の枯渇などが起こっています。そのためには、丹波瑞穂統合簡易水道整備事業で、水需要の中で示されている有収率は統合事業の完成で有収率87%としており、有効率の90%と合わせて確保をすべきです。そして、既存の施設の改修や改善などを計画的に行えば、安心しておいしい水を十分賄えることは事業報告からも明らかです。畑川ダムも洪水調整が大きな目的であるとしていることから、畑川ダムは洪水調整を第一の目的にして、ダムだけに頼る方法を見直すべきと考えます。

当初予算では、高度処理施設の建設が予定をされていますが、畑川ダムの上流は南丹市日吉町です。行政区が違うことから、将来のことを考えても、上流の水質保全を誰がどこが責任を持つのか、明確にしておくべきです。

また、一般会計では、畑川ダム関連対策事業として、周辺整備事業事業化に向けての予算が計上されています。計画されている周辺整備事業は、過疎計画で見ますと、5年間で4億2,800万円の費用が見込まれています。事業の内容を計画段階から町民に明らかにして、維持管理経費やどれだけの利用があるのか、規模や建設費用も含めて、あらゆる角度から十分に検討すべきです。こうした事業は、町民の合意と納得を最優先にすべきことを指摘するものです。最上流である本町の住民が安心しておいしい水が飲めるように取り組むべきです。そのためには、ダムだけに頼るのではなく、これまで確保してきた水源を大切にして整備していくべきです。そして、高齢化でひとり暮らしが進む中で、基本水量の見直しや水道料金の引き下げに取り組むことを求めて、反対討論といたします。

また、先ほど、味夢の会の代表の山内議員から、日本共産党の議員にいわれなき中傷に対して、一言申し上げておきたいと思います。

地方自治体はそれぞれ独立していることから、国の施策が直接町民の暮らしに直撃すること。原発事故のように、命にかかわることに対して、町長の見解を質すことは議員として当然です。長年地方公務員として勤務された山内議員は、百も承知のはずです。ケーブルテレビを通じて日本共産党に対するいわれなき誹謗中傷に対して強く抗議し、議会の品位を大きく低下させる発言の取り消しを求めておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○15番（松村篤郎君） ただいま上程されています議案第30号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成28年度の本町の水道事業特別会計の予算総額は18億3,120万円であり、前年度予算より2億1,120万円増加となっております。本年度の予算の大きな特徴として、

丹波瑞穂地区及び和知地区の統合簡易水道事業が最終年度となることとあります。畑川浄水場高度浄水処理施設建設にも着手を含め、このための予算に6億3,300万円余り計上されました。本町全域において必要とされる水量の供給は、ひとときも絶やすことはできません。このことは水道事業の使命であります。膨大な経費をかけ、水道施設建設に一定の完成を見ることは大変喜ばしいこととあります。

しかし、施設の老朽化したものや耐震対策に順次手を加えていく作業のために、日夜問わず携わっていただく関係者のご尽力に感謝の念でいっぱいあります。そのための維持管理費は、今後に当たり継続的に発生するものであり、計画的な資金の運用が不可欠となっております。企業会計を導入し、公営企業経営への移行には、安定した財政運用に大きな期待をするものであります。本町にとって交通アクセスの充実と水供給の充足が新たな企業立地を生み出し、人の交流と産業の発展を加速させ、理想の町となるのも夢物語ではあるまいと確信しております。

以上の観点から賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第30号 平成28年度京丹波町水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。



本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号 平成28年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号 平成28年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号 平成28年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報

告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号 平成28年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第35号 平成28年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成28年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号 平成28年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号 平成28年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第38号 平成28年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第39号 平成28年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これですべての討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第40号 平成28年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○12番(北尾 潤君) それでは、議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算の委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

京丹波町病院は公営企業ということで、町民の福祉厚生を迫及しなければならない一方、企業としての収益を考えなければならない非常に難しい立場に置かれています。その中で、企業としての財政対策では、平成15年度に瑞穂病院移転新築事業として借り入れた2億5,392万円の繰上償還は、大きく評価します。

また、平成24年度から設置した地域連携室の充実により、地域包括医療から在宅医療へと連携する中で、特に訪問看護と訪問リハビリの件数の増加により、外来収益の増を見込んでいることは、私たちの町の私たちの病院が町民の中に確実に浸透している様子がうかがえます。

一方、限られた予算の中で、医師の要望により、CT装置、電動ベッド、血圧脈検査装置などの建設改良費に6,624万円を計上し、日進月歩の進化を遂げる医療にしっかりと対応しています。

先日、3月12日土曜日に、和知ふれあいセンターにおいて、地域包括医療講演会が開催されました。医療・福祉・介護の連携とは、実際にどんなものなのかということ講師の先生が幾つも具体例を挙げて熱心に説明していただいたことで、物すごくわかりやすく、大勢

の参加者の頭の中に、本町においてはとか、自分の家族だったら、周りの人ならと考える手助けになったのではないかと思います。これを京丹波町病院の前田院長以下、職員みんなで取り組んでいた様子から、地域包括医療というものを病院関係者や介護福祉関係者だけが一方的に理解しては意味がない。何とか町民の皆さんに伝えたいという思いが伝わってきました。このような熱意が必ず町民の皆様に伝わり、浸透し、地域医療においては他自治体、住民からうらやまれる町になることを願ひまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第41号 平成28年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

《日程第43、議案第42号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（野口久之君） 日程第43、議案第42号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 事項別明細書の42ページですが、京丹波町ロケ地誘致事業に関連して質問をします。

1月16日に、俳優の榎木孝明さんが京都府の副知事と副町長と三者で面談をしたというようなことがあったり、「スタジオパークからこんにちは」に出演された関係で、それを見られた町民の方は期待感が高まっているというふうに感じています。その中で榎木孝明さんが三つぐらいの構想を披露されているんですが、その二つ目の京都に大時代村をとという提案があります。大きく、行く行くはディズニーランドとかユニバーサルスタジオを凌駕する規模の日本文化村を目指し、ここに住む人々を全国から募り、映画の撮れる時代村に育て、世界の人々が訪れる観光地にして、伝統芸能・工芸の聖地も兼ねる施設になればいいと思います。

このたび、京丹波町の土地は、ほぼ東京ドームと同じ広さですが、今後京都府下の他の市や町にも呼びかけて、時代村衛星都市化を考えたいと思います。というような構想を触れられております。

また、3月2日にも来町されていたようで、教育委員会は当然許可されてると思いますが、旧須知小学校に立ち寄られて、学童保育中であつたにもかかわらず、2階まで上がって見られたというようなことを学童保育の指導員の方から聞いております。

そんなことがあつたわけですが、1月16日とか、スタジオパークの話とか、3月2日も何らかの形で来町されていたようですが、対応された方の榎木孝明さんとの話について、具体的にどのように進んでいるのか、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 確かに、テレビで本町の鳥の跡地のこととか、いろいろ触れられていただいております。

結論から申しますと、俳優さんから見ますと、いい場所である、活用度の高い場所ということで評価はいただいております。ですけれども、榎木さんなりの自分の思っておられる、もしくは自分が温めておられる構想というのは、今おっしゃつたようなこともあろうかと思っておりますけれども、そのことを仮に実現するとなれば、かなりの費用がかかるというふうに思っております。ですので、町といたしましては、それはそれといたしまして、まず着実にロケ地の活用していただく実績を積んでいきたいというふうに思っておりますし、そのことがやがてはそういうことになればいいというふうに思っておりますけれども、すぐさまそういうことに着手をするということは思っておりません。むしろ、着実にあそこを使つていただいて、その認知度を高めていくということでございます。

それから、3月にも来られたということですが、榎木さんなりのまた関係者の方が現地を見られて、そして京丹波にも、ほかにも映画のロケ地に適したようなことがないかというようなことでお話がありましたので、旧学校というのがロケ地に適しているということで、いろいろ全国的にもそういう場所を探しておられることもありまして、近くでしたので、旧須知小学校も紹介をしたということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 歳出の37ページにかかわつてお尋ねしておきたいんですが、鳥インフルエンザの発生農場跡地活用事業ということで、1,719万6,000円ということで、差し引きした金額が計上しておるということございまして。繰り越しを見れば、5,851万6,000円ということになっておりまして、差し引きした額だというように聞いたと

思うんですけども、ここの繰り越しでは、農場跡地活用事業ということになっておるんですけども、補正で繰り越しをして発生跡地の活用ということになってるんですけど、解体の費用も含まれているというように聞いたと思ったんですが、この繰越金額が5,851万6,000円で、差額の部分の1,719万6,000円を今回補正をしたということだと思うんですけども、その5,851万6,000円というのは、ただ単なる解体費用ということではなしに活用ということの費用がこの5,851万6,000円なのか、当初予算との関係もあったりして非常にわかりにくいので、改めてお尋ねをしておきたいと思うんです。といいますのは、当初予算では解体撤去工事7,000万円上がっておるわけですね。今回の繰り越しの5,851万6,000円というので、いわゆる活用ということに使われるのが5,851万6,000円ということなのかどうか、あわせて伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 今回、繰り越しでお世話になります5,851万6,000円でございますけれども、その中には、今現在12月補正でお世話になっております工事、それから新たに加速化事業を活用した解体工事、それから一部ですけれども倉庫を残す部分が一カ所あるんですけども、そのところをロケ地の資材置き場であったり、倉庫等で活用いただくということで、建屋の整備のほうも若干考えておるところでございます。その部分でいきますと、解体工事に2,860万円、それからロケ地の活用整備にほかのものと合わせまして1,080万円の計画をしておるところでございます。5,800万円を先に繰り越しでお世話いただくということで、当初のほうもあるわけでございますけれども、建屋4棟を繰り越しをさせていただきまして、解体をさせていただくということで、現在お願いをしておるところでございます。

また、残りの部分につきましては、平成28年度事業で残り2棟を解体していくというように計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、解体の内容のことについて説明があったんですが、当初予算のやつを見ると、解体撤去工事7,000万円で建屋6棟と書いてあるんですが、今聞かせていただいたら、4棟がこの補正予算のかかわりで、2棟が平成28年度の当初という説明だったと思うんですけども、またがっているということもあって非常にわかりにくいんですね。7,000万円当初予算で組んでおったわけなんで、例えば、今の5,851万6,000



円と合わすと1億2,851万6,000円という総額になるんですけども、その解体費用が何ぼで、跡地活用に幾らという、わかりやすく説明をしていただきたいということで、非常にわかりにくいというように私だけかもしれませんが、改めてお尋ねをしておきたいというように思います。

それから、繰り越しにかかわってお尋ねしておきたいんですが、繰越明許それぞれの要因があって繰り越しをしておるわけでございますけども、地方創生の緊急対策の関係というのものもあるわけでございますけども、全体で7億円を上回る繰り越しをしようとしているわけなんですけども、実際に毎年たくさんの繰り越しをしてきておるわけでございますけども、非常に事業量が増えておるというように思うんですけども、本来であれば、事業年度内に事業が終わるというのは基本だと思うんですけども、そういうような考え方に立つということが私は非常に大事だと思うんですけども、こういうことになりますと、職員に対する負担も大きいと、健康面でも大きな負担が出てくるのではないかと心配もするわけでございますけども、その辺の考え方をあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） まず、解体の関係でございますけれども、当初に上げさせていただいております解体工事で7,000万円のお金でございますけれども、そちらのほうで当初をお願いをしておりまして、そのうちの有利な地方創生の加速化交付金というものが国のほうから、それも繰越事業でということでございますので、そちらのほうを活用してこうということで、そのうちの当初分でございますので、3,940万円の部分をこちらのほうで実施をさせていただくということになるところでございます。繰り越しの分の1,911万6,000円については、12月をお願いをさせていただきました跡地の整備の部分ということで、それは独自の部分でございますので、そういった形で当初と重なっておるということで非常にわかりにくいわけではございませんけれども、当初の中から3,940万円の部分については、繰り越しのほうでさせていただくというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 繰り越しの関係でございます。平成27年度の補正におきましても繰り越しということで、一般会計合計7億4,000万円ちょっと繰り越しをさせていただくこととなっております。このうち地方創生の加速化の交付金の関連で、必然的に国の補正予算に基づく予算計上という部分が1億2,000万円ぐらいはございますので、実質的には6億2,000万円ちょっとという部分が純粋な従来の繰り越しとなってきております。

例年、大変多くの繰り越しをしているところでございますけれども、過去に災害等が多く発生をしました平成25年度ぐらいから繰り越しのほうもかなり多く出てきておりまして、徐々に平準化といいますか、落ちついては来ているところでございまして、昨年よりもかなり繰越額についても少なくはなっているところでございます。繰越事業の中には、どうしても事業の継続を必要とするものもありまして、国の補助金の関係でありますとか、継続した事業の実施というのの中には含まれておりますので、そういったことでどうしても繰り越しの事業をまず最初に行った後に、新年度の予算に着手すると、そういうような流れも出てきておりまして、徐々に解消はしておりますけれども、まだそういった部分が残っておりますので、できるだけ従来の繰り越しのない財政運営をすべきところではあるんですけれども、そういうこともやむを得ないということで対応をしているという状況にございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、解体のかかわりで言っていたんですが、もう一つ理解ができないので、何遍聞いても同じかもしれませんので、一編ちょっと数字できちっと出していただいて、これがこうだというようにわかるように一つお願いをしておきたいというように思うんです。というのは、繰り越しは平成28年度には入れられないんで、繰り越しは繰り越しということなんで、5,851万6,000円が繰り越しということになれば、平成28年度に7,000万円組んでいるわけなんで、足すと1億2,851万6,000円になるので、その内訳を何に何ぼというのをわかるようにしてもらったらわかるんですけども、平成28年度に入ってるんだとか、繰り越しに入ってるんだということではなしに、繰り越しと平成28年度の予算を合わせれば、平成28年度は7,000万円ですよ。今、繰り越しは5,851万6,000円なので、合わすと1億2,851万6,000円なので、その内訳というのを説明していただけたらよくわかると思うんですけど、そういう解釈ではないのかどうかということも含めて、もう一遍お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 解体の部分については、先ほど説明させていただきましたけれども、交付金を活用するということが二重計上ということになっております。恐れ入りますけれども、繰越理由の一覧表のほうを見ていただければというように思います。その中でございますけれども、鳥インフルエンザの発生農場跡地活用事業ということで記載をしております。

①、②ということで事業のほうを書かせていただいております。②のほうにつきましては、交付金関係なく12月の補正のほうで4,100万円の補正をお世話になったわけではございませんけれども、そちらのほうを工事等の入札、契約等が決定いたしまして、1,911万

6,000円というように事業費がなったわけでございます。①のほうですけれども、こちらのほうが今回の加速化交付金を活用させていただきまして、実施をする6棟中4棟の解体ということで、3,940万円の部分を事業費として上げさせていただいておるといってございませう。繰り越しの事業ということになりますので、こちらのほうを両方合わせまして5,851万6,000円となるわけでございます。これの不足分につきまして、3月の補正のほうで、事業全体でいきますと1,719万6,000円ということでは補正を上げさせていただいておるところでございます。事業全体ではですけれども、あと減額になっておるものもございませうので、実際に解体工事にかかる分については、1,751万6,000円を増額ということとさせていただいておりますけれども、鳥インフルエンザの発生農場跡地活用事業についてはですけれども、機械使用料でありましたり、それから施設の維持管理委託料ということを減額にさせていただいておりますので、補正額としましては1,719万6,000円というような形になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 繰越理由一覧表の1ページの、ちょっと聞いておいたらよかったですけど、改めてお聞きします。企画政策課の交通体系一般事業ということで基礎調査をされます。どんな手法で、どういう中身を調査をして、どんな施策につなげられるのかお聞きをしたいということと。

それから、2ページですが、介護施設整備事業の2,318万円と1,130万円ですが、この1,130万円というのはこれまででしたら府のほうからトンネルみたいな形でこういう事業所へお金が行きよったということがあるんですが、これは直接町のほうからということになるのか、その上にいたしましてもそういうことなのか。

また、2,318万円というのは、2法人8事業所分ということとありますが、具体的にはどういうものなのかお聞きをいたします。

それと、24ページのマイナンバーの関係で、J-LISの番号制度交付金ということで予算化されているんですが、これにつきましては、個人情報保護審査会のほうが安全管理の面でガイドラインみたいなものをつくっているようにお聞きしたんでありますが、本町ではどういうふうな安全管理がされているのかお聞きしたいということと。

それから、28ページですが、住基カードの発行について、これは5万4,000円のマイナスであります。過去、この住基カードというのは何枚発行済みになっているのか、あわせてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、お尋ねの繰越理由一覧の交通対策一般事業地域公共交通基礎調査業務でございますが、これにつきましては、当初予算でも上げさせていただいております。当初予算では、地方創生の交付金、進化のための交付金ということで、2分の1だったと思いますが補助率の中での計上、今回の補正予算については、国の補正予算に基づきまして、加速化交付金ということで10分の10の交付金を申請しているということで、これも二重計上ということでご理解をいただいたらと思います。

中身につきましては、一般質問の施政方針についてでも申し上げましたとおり、町内の公共交通であります町営バス、JRバス、鉄道などの日常生活や観光に対応する交通体系の基礎調査業務でございまして、バスの運行状況、アクセスの状況を初めといたしまして、人口や公共施設の分布状況、社会環境の動向などを調査するものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 繰越理由一覧表の中の2ページでございます。

1点は、地域密着型サービスの整備助成事業でございますが、安心サポートハウスに併設されます認知症対応型デイサービス整備事業に係る助成事業で、京都府の補助金を財源としております。京都府さんにおかれましても繰り越しの上、事業完了後に本町を通じて補助をさせていただくものでございます。

その上の介護ロボット導入促進事業につきましては、国の平成27年度の補正予算に関する事業で、介護従事者の負担軽減のためにロボットといいますか、機械を導入する分につきまして国庫補助金を予定いたしております。介護ロボットの要件としましては、日常生活の支援としまして、移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り、入浴支援などの場面において使用するもの、それによって介護従事者の負担軽減の効果があるもの、そしてまた販売価格が公表されておきまして、一般に購入できる状態にあることなどが前提となっているものでございます。ここに書かせていただいておりますように、2法人8事業所からの要望がございまして、現在、国と協議中でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 24ページのJ-LISの関係でございますけれども、この中で特定個人情報保護委員会におきましては、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインというものを示されております。それに基づきまして、本町におきましても特定個人情報

の安全を確保するための措置ということで、体制を整備をする必要がございます、その中身といたしますのは、まずは責任者ということで総括総務課長となりますけれども、情報漏えいの事案が発生した場合に、適切かつ迅速に対応する体制を構築するということになっております。まずは総括責任者への連絡なり被害の拡大を防止する対策を行うこと。それから事実関係の調査、原因の究明を行うこと。影響範囲を特定すること。それから再発防止策の検討及び実施と。あとは影響を受ける可能性がある本人への連絡。それから事案に応じた事実関係及び再発防止策の公表と。それと特定個人情報保護委員会、国のほうですけれども、こちらへの報告と。以上の項目を町として構築をしているという状況でございます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ページ28ページの住基カードの累計発行件数でございますが、平成26年度末でございますが352件でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 久木課長から今お聞きしたわけでありますが、これは調査をされるということはわかっておりますけれども、この622万3,000円ですか。どんな手法で、時間を調べるのか、人が乗ってるのを調べるのか、何を調べるのかお聞きしておきたいと思っております。

それから、下伊豆課長さんには、2法人8事業所でありますけれども、これはどこなのかお聞きをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） これは、まず基本となりますのが町営バスとかJRバス、JR山陰線、それぞれ運行状況の調査、アクセスの状況調査、それから人口分布と言いましたけれども、それにあわせて町営バスですと利用者数の関係、そういったことを実態調査というふうに思っております、またあわせてアンケートになりますか、ヒアリングになりますかはわかりませんが、利用者のニーズ把握ということもさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 2法人は、社会福祉法人の山彦会さん、その中の7つの事業所がございまして、特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑さん、特別養護老人ホーム金木犀さん、特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑のショートステイ事業所、ショートステイの金木犀、瑞

穂デイサービスセンター、京丹波デイサービスセンター、グループホームわたしの親元の7事業所と社会福祉法人わち福社会の特別養護老人ホーム長老苑、以上2法人8事業所でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 地方創生加速化交付金実施計画の抜粋より質問します。

先週末だったと思うんですが、交付金の採択、不採択の公表があったと思います。京丹波町で関連してる5件書いてありますが、採択、不採択の結果はどうであったのかと。採択されたけれど、申請していたとおりの交付金が出なかった事業はあったのか。そういった場合があった場合に、今後どういうふうに対応していくのか、そういったところに関しての答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 地方創生の加速化交付金でございますけども、国に要望をしておりますのは二つの町単独の事業と三つの広域連携事業でございます。資料のほうを予算に付随してつけておるんですけども、この事業のトータルの8,094万9,000円に対しまして、国のほうの今般内示がありましたもの、鳥インフルの関係でございますが、これにつきましては、満額事業計画どおり内示をいただいております。

また、2点目の和知力醸成のにぎわいの2,323万8,000円に対しましては、1,250万円の内示をいただいております。

それから、3点目の広域連携の森の京都DMO地域活性化推進事業ですけども、850万円の計画事業で満額の内示をいただいております。

4点目の京都丹波「伝統と交流の都」プロジェクト、これも広域連携ですけども、これにつきましては、内示はゼロということでございます。

また、5点目の京都丹波移住プロジェクト。これも広域連携でございます。450万円となっておりますが、満額450万円の内示をいただいたところでございます。

トータルで8,094万9,000円に対しまして、6,648万1,000円の交付金の内示をいただいたところでございます。この事業につきましては、新年度の当初予算にも組み込んでおりますことから、新年度におきますと交付金の額は10分の10から2分の1に減少はするわけですけども、こちらのほうでも要望は継続して行っていきたいというふうにも思っております。

それから、広域連携で内示額がゼロということではなかった部分でございますけども、

これも広域連携でもありますので、関係します市町との調整等を経まして、事業の実施等につきましては協議がされるものと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 37ページの先ほどの課長の説明の中で、鳥インフルエンザの建物のうち一部を残すということになってたんですけども、この建物は、鶏舎を取り壊したのも含めて、不動産登記はされてないと思うんです。建築基準法にもちゃんとした手続きをされてない状態だったと思います。浅田農産の事件があったときに調べたらそういうことでした。今回、ちょっと問題に思いますのは、それに町のお金を使って改修をしたら、やはり登記はちゃんと町のものにしておいてもらったほうが、今後いいのではないかと思うんですけども、その辺の対応はどう考えておられるのかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） そちらのほうにつきましては、また詳細のほうを調べさせていただきますとともに、町のほうとして活用していくということで、町のほうに登記にするというようなほうに考えていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 先ほども出てました介護ロボットの補助金の件で委員会でも詳しい説明をしていただいたのですが、施設に導入される時期なんかはわかりましたら教えていただきたいのと。

52ページなんですが、社会教育費、目の3、文化財保護費、社寺等文化資料保全補助事業の事業の内容を教えてくださいたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） これは国庫補助事業になりますので、国からの内示を受けまして、また町が事業所さんに内示をさせていただいた後に購入いただくという形ですので、ちょっと現時点では導入時期は私どもではわかりません。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 52ページの社寺等文化資料保全補助金の減額につきましては、この内容につきましては、広野区の藤森神社の覆屋屋根修繕事業に対する補助金でございます。予定額より安くできたということでの減額でございます。

以上でございます。

- 議長（野口久之君） 森田君。
- 3番（森田幸子君） 介護ロボットですけど、本年度中には導入されるということですか。
- 議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。
- 保健福祉課長（下伊豆かおり君） 補正予算に計上させていただいて、平成28年度への繰越事業として予定させていただいております。現時点で考えておりますのは、7月頃に事業完了になるかなというふうに思っております。
- 議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。
- これより討論を行います。
- 最初に、原案に反対者の発言を許可します。
- 山田君。
- 5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第42号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）に反対の立場から討論を行います。
- 今回の補正予算は、2億6,040万円を減額するものです。その内容は、年度末を控えて各事業の精査が中心となっておりますが、増額する内容は地方創生加速化交付金活用事業が中心となっております。
- 平成26年度は安倍内閣のアベノミクスは、格差が一層拡大し、かけ声とは裏腹に地方へは波及しないことから、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用事業が打ち出されました。効果もあらわれないということから、新たに新三本の矢として平成27年度は地方創生加速化交付金活用事業が打ち出されました。地方版総合戦略に位置づけられた事業で、先駆的な事業を支援するとしております。本町では、地方創生加速化交付金活用事業として五つの事業に取り組み、1億117万円の事業費として国からの交付金8,000万円を見込んでおりました。
- 先ほど、内示があったということで、総額で6,648万1,000円ということになるということですが、地方創生加速化交付金の活用は町民の知恵と力を生かした町民主導の取り組みに活用すべきですが、民間委託中心の広域連携の事業には地方創生加速化交付金の2割を投入する予定になっております。減額をされましたが、2割の部分を占めております。一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策で打ち出された交付金の活用は、自分たちの地域において何が住民生活を向上させ人口を維持し、さらに増やすことにつながるのかを見きわめ、必要なところに交付金を活用する必要があります。コミュニティー機能がしっかりしていること。安心して暮らし、子どもをつくり育てることができる地域づくりが持続可能な地域だと考えます。地域の個性を認め、選択肢を増やしていくこと。生活圈での地域づく



り計画を持つことが大切であるとして、みずからの地域づくり計画を策定し、それを基本に取り組んでいる特徴的な自治体もあります。

本町でも実態調査に基づく対話と協議で地域づくり計画を策定する取り組みが必要であることを指摘するものです。

また、今回の補正予算には、番号制導入事業として169万円が予算化されていますが、番号制導入に伴う問題は全国各地に起きております。国民には何のメリットもない上に被害も出るなど、矛盾が噴き出している制度は直ちに中止して見直すべきです。

また、指摘したいのは、繰越額が多額であることです。交付金事業などやむを得ないものもありますが、総額で7億4,269万8,000円となっております。事業量が多いため年度内に実施できなかったと言えます。毎年こうしたことを繰り返すことから、職員の健康管理の問題や職場での不団結や不祥事を起こす原因にもなります。全職員の49%が臨時や嘱託職員で占めていることは異常な状況です。改善を求めるとともに、年度内に実施できる予算規模にすべきことを指摘をして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第43号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第44、議案第43号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

東君。

○2番（東まさ子君） 5ページの保険財政共同安定化事業交付金、補正がされて最終4億1

65万2,000円。

それから、歳出の9ページ、同じく保険財政共同安定化事業拠出金、これが4億1,574万7,000円で、差し引きすると1,400万円余り拠出金のほうが多くなるわけであり、これは最終的に京都府かどこかにおいて、調整がされて入ってくるということになるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 共同安定化の拠出金でございますが、交付額の確定によるものでございまして、これにつきましては、京都府全体の額から医療費とか件数に基づきまして算出されておるものでございます。したがって、100分の59に当たる部分もございまして、きっちり10分の10というような額にはならないわけでございます、そういった配分率が決まっております、それに基づきまして算出されておるようところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この件については、1円以上を拠出してまた入ってくるというものでありますが、いつもいつもこういうふうには拠出が多くなるのであれば、財政厳しい国保会計がさらに厳しくなるということになります、いつかどこかで京都府の調整交付金かどこかでちゃんとしてもらえるものなのかどうかお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今も議員さんおっしゃいましたように、平成27年度から1円以上が対象となったということでございます。これにつきましては、京都府で統一された給付率というものがございまして、今年度82.02%ということでございましたが、そういったパーセンテージを掛けまして先ほども申しましたが、100分の59%なおかつ乗じて算出されておるような経過がございまして、そういったことございまして、全額ではないという部分でこの率が算出されておりまして、府のほうの調整交付金でカバーをされるというようなことをおっしゃいましたが、今のところそういった制度の見直しとそのすき間をカバーするような動きはない状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすれば、本町はマイナスになってるし、1,000万円余り。ほかのところでは増えているところがあるということですか。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） これもまた医療費の総額によって浮き沈みはあるかと思えます。

この時点では、1,000万円ぐらいの差額が出ているわけですが、もっと出るかもしれませんけど、もっと少ないところも年によってはあると思います。一概にはそのあたりは見込めないわけですが、そちらのその部分である程度の国庫とか、府とかのほうでカバーしていただくような動きもございませんし、先ほども言いましたけど、平成27年度から1円からということになりましたので、その部分はそういったことから考えますと、ある程度今までは80万円というようなことになってました。そのことから考えたら少しは出るほうも多いんですけど、入るほうも多くなってきているような制度改正がなされてきたというふうに理解しております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

《日程第45、議案第44号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第45、議案第44号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

《日程第46、議案第45号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)》

○議長(野口久之君) 日程第46、議案第45号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

議案第45号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第47、議案第46号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第47、議案第46号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

議案第46号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、議案第47号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第48、議案第47号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

議案第47号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

《日程第49、議案第48号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第49、議案第48号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番(山田 均君) 歳出の育英費の育英給付金のことでお尋ねしておきたいと思うんですが、今回、189万6,000円の減ということになっておるんですけども、一応、対象として大学生14人、専門が2人、高校生8人、24人というのは聞いたんですが、申し込みはそれぞれ何人あったのかどうか改めて伺っておきます。

○議長(野口久之君) 中尾教育次長。

○教育次長(中尾裕之君) 大学生申請者数は15人で決定者が14人でございます。専門学生申請者数は1人で決定がゼロ。高等専門学校生が申請者数が2人で決定が2人。高校生が申請者数が14人で決定が8人。合計32人の申請がありまして24人の決定がありました。以上でございます。

○議長(野口久之君) 山田君。

○5番(山田 均君) 分け方のことでもう一遍お尋ねしておきたいんですが、大学生と高校生というのはよくわかるんですけども、専門の高校という意味なのか、専門のいわゆる最近

中学校から行くようなところもあるんですが、もうちょっとわかりやすく、大学と高校はわかるんですけど、専門の二つ言っていたんですけど、どういう専門高校というか、専門大学というのか、何年制という問題もあると思うんですけど、わかりやすくお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 高等専門学校生というのは、中学校の卒業生を受け入れて、5年間の一貫教育により、大学生と同等の専門的な技術や知識を身につけることを目標にした高等教育専門学校で言いますと看護学校で5年、中学卒業してから5年行かれまして、3年は高校生、あとの2年については高等専門学校ということで扱っております。

また、専門学校につきましては、高等学校卒業生または3年制の高校専修学校卒業生に入学資格のある専門課程のある学校を指しまして、看護学校、保健師、農業、林業等の学校を指しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

議案第48号 平成27年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

《日程第50、議案第49号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第50、議案第49号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3ページ、歳入の一番上段の土地売却収入はどこかということと。

4ページ、財産管理調整基金の積立金の説明をお願いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、3ページ、収入でございます。

今回、土地売却収入といたしまして、場所が曾根の宮ノ前の46番地1、88.39平米でございます。これは、町道古墳公園線の改良工事によりまして、支障となった部分で、売却をしたものでございます。

歳出の4ページでございます。

ここの財政管理調整基金積立金におきましては、先の収入、それから歳出の平成27年度の決算見込みによりまして、減額をしております、差し引きした部分を今回基金のほうに積み立てをするという計画のもとに予算計上をさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

議案第49号 平成27年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

会議終了時刻が近づいてまいりましたが、本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長いたします。

これより暫時休憩をいたします。

5時まで。

休憩 午後 4時47分

再開 午後 5時00分

○議長(野口久之君) それでは休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

《日程第51、議案第50号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第51、議案第50号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

議案第50号 平成27年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

《日程第52、議案第51号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第1

号) 》

○議長（野口久之君） 日程第52、議案第51号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

議案第51号 平成27年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

《日程第53、議案第52号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第53、議案第52号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 3ページ、歳入の関係で1点お尋ねしておきたいと思うんですが、諸収入は分収林の受託事業収入ということで、説明では事業費の計画が変更になったということで追加になっておるんですけども、諸収入の中のもう一つの雑入で、立木補償というのがありまして、関電の線下補償というような説明を聞いたわけでございますけども、当初この115万円という雑入の予定をしておったわけでございますけども、当初の見込みと大幅に

減になっているわけでございますけども、その要因というのはどういうことであったのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 補正の段階で69万円増額だったんですけども、分収造林の契約内ということで、分収造林の契約により6対4に割合でこの収入があるんですけども、その関係で補正のときに過剰な見積もりをしておいたことによるものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

議案第52号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

《日程第54、議案第53号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第54、議案第53号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○5番（山田 均君） 1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、歳出の一般管理の報酬の関係なんですけど、説明にもありましたように、財産区の管理会の回数が減ったということではありますが、本来、財産の管理ということでございますので、定期的に集まって状況などを協議されるのではないかと思うんですけども、質美の場合は必要に応じて会議をされてお

るということなのか、定期的に、例えば2カ月に一遍とか、毎月とかというような形で会議をされておる財産区もあると思うんですけども、質美の場合はどのような委員会の開催の持ち方になっているのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 質美の財産区の場合は、必要に応じて会議を開催されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 必要に応じてということは、当然、山の管理が中心でございますので、山の伐採とかそういうこともあろうかと思いますが、やはり日常的といいますか、定期的に山の見回りとか、山の状況を踏査するとか、当然そういうことも山の管理をする以上は必要だと思っておりますけども、そういうようなことは質美財産区の場合にはどのような形でされているのかと。ただ、集まってそれぞれ担当から報告を受けるということだけでは、財産の管理ということにはなりませんので、当然、現場を踏むということも必要だと思いますけど、そういうこともされて開催が少なかったということなのかどうか、その辺についてもう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 川畷瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川畷勇人君） 必要に応じてと申しましたけども、年度の初めには全体の山を回ったり、また途中で何か、例えば、関電の伐採があったりとか、森林の施業の計画で入らないといけないときがあったりとか、境界の立会いをしないといけないとか、またマツタケの入札前に進入路等が大丈夫なのかとか、そういう意味で必要に応じてされておまして、適正に管理会を開かれております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号 平成27年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

《日程第55、議案第54号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第55、議案第54号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第56、発委第1号 子ども医療費助成への「ペナルティ」を廃止し、国の制度化を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第56、発委第1号 子ども医療費助成への「ペナルティ」を廃止し、国の制度化を求める意見書を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

梅原福祉厚生常任委員長。

- 13番（梅原好範君） それでは、発委第1号 子ども医療費助成への「ペナルティ」を廃止し、国の制度化を求める意見書について提案説明を申し上げます。

子どもが病気やけがをした場合、医療機関を受診するとかかった医療費の3割、小学校入学前で2割を患者家族が支払うことになっております。この負担は、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題であり、慢性疾患を持ち継続的な治療が必要な子どもたちのいる家庭では、重い負担となっております。

本町におきましては、京都府の子育て支援医療費助成制度と京丹波町すこやか子育て医療制度に加えて、昨年9月から京丹波町高校生等医療費助成制度を創設し、出生から18歳までの医療費を保険医療機関ごとに入院、入院外それぞれ一月につき200円にするという先進的な取り組みを行ってきたところでございます。このような子どもの医療費の助成は所得に関係なく、全ての子どもの健康を守る上で大きな役割を果たしており、経済的負担の軽減により、病気の早期発見・治療が可能となることから、重症化を防ぎ、医療費の抑制効果にもつながっていることは明白であります。

しかしながら、国において、廃止の検討はされているものの、現在も独自に医療費助成をしている自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金の減額というペナルティを科し、子育て支援の取り組みを妨げている状況にあります。

本町のような少子化や人口減少に悩む自治体にとりましては、子育て世代を支援する医療費助成は必要不可欠であります。こうしたペナルティがこれらの自治体の子育て施策の安定的な継続実施への障害となり、子どもの生活環境の地域間格差は広がるばかりであります。どこに生まれ、どこに住んでも、子どもは等しく大切に育てられるべきです。

よって、子ども医療費助成を現物給付した市町村の国民健康保険国庫補助金の減額（ペナルティ）を廃止し、さらには18歳までの入院時の食事負担を含む医療費助成制度を早期に創設することを国に対し強く求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山崎君。

- 9番（山崎裕二君） この意見書につきましては賛成の立場であるんですが、ちょっと気に

なる点を質問させてください。

ペナルティという言葉ですが、かぎ括弧つきでペナルティと一つ目は書いてあって、あとはかぎ括弧がついてないわけですが、文字どおり訳すと罰則、罰という意味です。厚生労働省から地方自治体に対する罰というニュアンスになるかと思うんですが、厚生労働省の立場は、医療費の自己負担が減るにつれて医療機関にかかる人が増えて、自己負担分を超えて医療費が増加するという考え方、予算書とかにある言葉を使うと、福祉医療波及分の減額算定措置をしているというような立場にあるかと思うんです。

したがって、ここで無理にペナルティという言葉で意見書を出す必要があるのかなということを質問したいと思います。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○13番（梅原好範君） ただいま、山崎議員指摘の点について、本常任委員会で慎重に検討を進めたところでございます。

その結果、本提案内容のとおり、委員会としてはこの意見書に対し罰則という言葉回避し、より減額（ペナルティ）で意見書を提出するのが適当と皆さんの合意を得まして、この表現を使用させて皆さんに提案させたものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、発委第1号 子ども医療費助成への「ペナルティ」を廃止し、国の制度化を求める意見書に対して賛成の立場から討論いたします。

寺尾町政になってから本町では、「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりに努めてきました。その中で、子育て支援や教育においても、府や国に先駆け18歳までの医療費を1カ月200円にする取り組みや、親の滞納の有無にかかわらず子どもを育英資金給付の対象とする施策などを実施してきました。これらはどこに生まれても、どこに住んでも、親の経済状況にかかわらず、当然子どもが等しく大切に育てられるべきという本町の思いがあらわれた施策です。

しかし、国は独自に医療費助成をしている自治体に対し、国民保険の国庫負担金の減額というペナルティを科しています。

国がペナルティを科す根拠として、大きく二つあります。

一つ目は、地域によって子育てに格差が生まれることです。これは、本意見書が求める18歳までの医療費助成制度を国として早期に創設することで解決します。

二つ目は、本来必要でないのに病院に行く子どもが増え、国として医療費の増大を招くという危惧です。これについては、早期発見と早期治療が重症化を防ぐことはもちろんですが、それとは別の次元で、国にとって子育ては国の力、国力をつけることにつながります。国力は、労働力、つまり人口と技術革新が大きく影響します。子どもを産みたい人たちが安心して子どもを育てられる、産める環境を国が作り、しっかりと子どもが育っていくことは、国にとって大きなメリットになります。

どこに生まれても、どこに住んでも、親の経済状況がどんなでも、子どもが等しく大切に育てられるという本町の当たり前の思いが国に届き、それが国にとっても必ず大きな利益になることを確信いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終結します。

これより、発委第1号を採決します。

発委第1号 子ども医療費助成への「ペナルティ」を廃止し、国の制度化を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に委任願います。

《日程第57、陳情第1号 京都縦貫道路の騒音対策及び防音壁設置に関する陳情書》

○議長（野口久之君） 日程第57、陳情第1号 京都縦貫道路の騒音対策及び防音壁設置に関する陳情書を議題とします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

原田産業建設常任委員長。

○8番（原田寿賀美君） 陳情第1号 京都縦貫道路の騒音対策及び防音壁設置に関する陳情書につきましては、議会運営委員会におきまして、産業建設常任委員会に十分な調査研究をし、審査するように決定がなされました。

昨年9月17日の会期中の常任委員会を皮切りに、現地踏査を含め5回の会議を積み重ね、



慎重に審査をさせていただいたところでございます。本委員会において、町執行部に対し、騒音測定結果の報告を求めましたところ、陳情箇所を含め町内6カ所、須知から大簾間、いずれの箇所におきましても昼間65デシベル、夜間60デシベルの環境基準を超えていない旨の報告を受けたところであります。

しかしながら、委員会といたしましては、自然の中での静寂な暮らしから一変し、昼夜を問わない道路騒音に悩まされる町民の思いを重く受け止め、また、もとの静かな住環境に少しでも戻りたいというその切なる思いと同じくし、一日でも早い防音対策が講じられるよう、全会一致で趣旨採択とさせていただいたものであります。

その他お手元に配付の陳情審査報告書のとおりでございます。

なお、審査結果につきましては、議長から陳情者はもとより、関係機関にも報告をさせていただく予定であります。

以上、報告とさせていただきます。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより、陳情第1号 京都縦貫道路の騒音対策及び防音壁設置に関する陳情書に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 討論を終結します。

これより、陳情第1号 京都縦貫道路の騒音対策及び防音壁設置に関する陳情書を採決します。

請願に対する委員長報告は「趣旨採択」であります。

この請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり「趣旨採択」とすることに決定しました。

《日程第58、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第58、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長からの所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成28年第1回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫